

平成 21 年度

第三者評価の実践結果を踏まえた
評価手法等の効果検証に係る調査研究

最終報告書

平成 22 年 3 月

有限責任監査法人トーマツ

目 次

I. 調査概要.....	1
1. 調査目的.....	1
2. 調査結果.....	1
3. 調査の手法.....	3
(1) アンケートの実施.....	3
(2) 地方実施型実地検証結果中間報告書の分析.....	4
(3) インタビューの実施.....	5
4. 分析の手法.....	10
II. 調査結果.....	13
1. 第三者評価の意義等について.....	13
(1) 第三者評価の意義・定義等.....	13
(2) 学校の第三者評価のガイドラインの位置付け等.....	20
2. 第三者評価の在り方について.....	22
(1) 実施体制について.....	22
(2) 評価の実施について.....	24
① 評価の実施の在り方.....	24
② 実施時期・日程等.....	33
③ 評価項目等.....	39
④ 評価手法.....	45
(3) 評価者について.....	56
① 評価者の在り方.....	56
② 実施者との関係.....	60
③ 評価者の確保.....	61
(4) 評価結果とそれと踏まえた改善策について.....	73
① 評価結果の取りまとめ.....	73
② 評価結果の取扱い.....	79

(5) 国、都道府県の役割.....	87
(6) 学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮.....	89
III. 第三者評価の課題.....	93
1. 第三者評価ガイドラインに盛り込むべき事項.....	93
(1) ガイドライン全体について.....	93
(2) 学校と設置者との連携協力について.....	94
(3) 訪問日数、訪問スケジュールと評価項目の関係について.....	94
(4) 評価者間の協議の重要性について.....	95
(5) 評価者が評価活動をしやすい環境の整備について.....	96
2. ガイドライン策定後の課題.....	97
(1) 国に期待される役割について.....	97
(2) 第三者評価の取り組みと効果の検証.....	98
(3) 評価結果や改善事例の共有.....	98
(4) 自己評価・学校関係者評価の充実.....	99
資料.....	101

本報告書を通じて、各項目の割合を示す百分率は小数第 2 位で四捨五入している。四捨五入の都合上、合計が 100.0%にならない場合も存在する。

I. 調査概要

1. 調査目的

本調査研究は、平成 21 年度に国及び地方が実施する第三者評価試行事業や実地検証への取組結果や効果に関する検証を行う。これらの検証成果や教育現場に対するヒアリングやアンケート調査の結果等を踏まえ、「第三者評価ガイドライン」の策定に向けた課題の分析・整理を行うとともに、調査結果全体から得られる示唆を取りまとめ、提案することを目的とするものである。

2. 調査結果

本調査研究を実施し、得られた結果の概要は以下のとおりである。

第三者評価の意義は、学校運営全般に対する専門的・客観的視点からの評価により、学校の改善に寄与することにある。ガイドライン作成にあたっては、上記を踏まえ、第三者評価の実施主体が地域の実態に即した柔軟な運用を行うことができるよう、最低限の第三者評価の目的と方向性等の枠組みについて明示することが求められる。

第三者評価の実施主体は、学校や地域の実態を理解し、第三者評価の結果をもとに改善支援にも取り組みやすい設置者が望ましい。その際には、評価者の選定にあたって第三者性を担保できるようにするなどの留意が必要である。

何を評価すべきかについては、学校の教育目標の達成に向けた取り組みが適切に行われているか、および自己評価・学校関係者評価が適切に運用され、それが学校の改善に効果的に結びついているかについての 2 点が重視される。特に、改善のための提案や専門的な助言は、学校にとって有益であり、重要な示唆となる。

実施時期については、学校の教育活動が落ち着き、充実する時期であること、自己評価・学校関係者評価の中間評価結果を踏まえた評価の実施が可能となるとともに、評価結果を今後の取り組みに反映しやすい時期であること等を踏まえると、2 学期、特に 10～11 月が、比較的取り組みやすいものと考えられる。

日程については、より客観的で信頼性の高い評価を行うためには、評価者が必要な情報を十分に収集するための日数の確保が必要であるといえる。

評価項目については、学校の重点目標や課題を考慮して評価項目を重点化する方法は、学校間の特長や実態の差異を評価に反映するとともに、限られた日程の中で最大限実効性のある評価を行うためには有用である。ただし、重点化された評価項目以外の項目に関連する重要な課題を見逃してしまうことが

I. 調査概要

ないよう、教育活動その他の学校運営について、学校や地域の実情と、自己評価や学校関係者評価の結果等を踏まえて設定することに十分留意することが必要である。

第三者評価の実施にともなう学校や評価者の負担も認識されているが、成果は大きいと考えられている。事前資料の準備、スケジュールの調整、報告書の作成方法などの評価手法に配慮を加えることで、学校や評価者の負担感を減らすことが可能である。

評価者に最も求められる資質は、学校経営や教育活動に関する専門性である。また、多様な視点、客観性を確保するために、専門性などを考慮のうえ、バランスのとれた評価チームの編成に留意することが重要である。

評価の信頼性、公正性を確保するためには、評価者には対象校や設置者と直接の関係を有さない第三者であることが求められる。評価者が設置者と何らかの関係を有している場合にも、評価者は設置者と適切な距離をとり、評価者としての良心と倫理観に基づいて評価を行うことが必要である。

評価者を選定・確保することについては、実施者のみでは困難な場合が多いと考えられるため、研修の実施、評価者の登録制度の構築、選定に関する支援など、国や都道府県に期待される役割は大きい。また、資質・能力の高い評価者を確保するためには、退職校長に対する研修や大学・大学院における評価者の養成などさまざまな方法を駆使する必要がある。

報告書に学校のよい点や課題、根拠となる客観的事実や専門的視点からの分析、助言を記述することで、報告書に対する学校や設置者の納得の度合いや信頼性をより一層高めることができる。さらに、講評を記述する際には、学校が自らの課題と改善案を理解することができるような配慮も重要である。

また、報告書を学校に提出する際には、評価者と学校等が評価結果について合意形成を図る機会をもつことが望ましい。

国や都道府県による関与・支援については、国もしくは都道府県に対して、設置者や評価者は、第三者評価の目的や方向性の明示、評価者の確保・養成、実施者が評価者を選定するにあたっての情報の整備、実施にかかる予算措置などを求めている。

高等学校や特別支援学校の第三者評価を実施するにあたっては、学校によって教育目標、学校組織のあり方や運営形態が異なることから、それらに応じて評価項目を追加・削除する必要がある。また、評価者も学校の特色や専門性に関する知識・理解を有する者を選定する視点を十分考慮すべきである。

I. 調査概要

3. 調査の手法

(1) アンケートの実施

平成 21 年度の「第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証」の実施状況や結果、効果に関する検証を行うことを目的として、国実施型 38 地域、および地方実施型事業を受託した 15 地域について、下記を対象としたアンケートを行った。

アンケート対象者

国実施型	地方実施型
学校	学校
設置者	設置者
都道府県	受託者
評価者	評価者

注) 地方実施型のうち「受託者」とは、事業を受託した 15 地域のうち設置者に含まれない団体をいう。

2 月 22 日現在の回収状況は以下のとおりである。

国実施型		
対象	回収数	回収率
学校(45)	32	71.1%
設置者(39)	29	74.4%
都道府県(21)	17	81.0%
評価者(207)	194	93.7%

地方実施型		
対象	回収数	回収率
学校(72)	62	86.1%
設置者(39)	30	76.9%
受託者(7)	7	100.0%
評価者(-)	105	—

注) 地方実施型の評価者は、総数が不明のため回収率は計算対象外とする。

I. 調査概要

(2) 地方実施型実地検証結果中間報告書の分析

「第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証(地方実施型)」事業を受託した 15 地域からは、地方における実地検証結果を踏まえて明らかとなった課題、意見、改善の方向性等についてまとめた「実地検証結果(中間報告)」が 12 月末に提出されている。その内容についても、分析を行った。

なお、平成 21 年度「第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証(地方実施型)」実施地域は以下のとおりである。

	実施地域
1	大玉村(福島県)
2	埼玉県
3	千葉県
4	神奈川県
5	兵庫県
6	和歌山県
7	矢掛町(岡山県)
8	広島県
9	山口県
10	愛媛県
11	福岡県
12	長崎県
13	熊本県
14	仙台市
15	神戸市

I. 調査概要

(3) インタビューの実施

アンケート結果に加えて、より詳細かつ具体的な実態や第三者評価に対するニーズを把握することを目的として、学校や設置者・受託者に対してインタビューを実施した。

また、第三者評価を含めた学校評価による教育の質の確保についての認識、期待を把握することを目的として、保護者や地域住民等に対するインタビュー(グループインタビュー)も実施した。

インタビュー対象者

国実施型	地方実施型
学校	学校
設置者	設置者
—	受託者
保護者・地域住民	保護者・地域住民

インタビューの対象地域は、平成 20 年度および平成 21 年度に、国および地方実施機関が実施した第三者評価試行事業の対象地域の中から、当該地域や対象校の規模、地域性等を考慮して、それぞれ 4 地域ずつ抽出した。なお、地方実施機関が実施した対象校を選定する際には、そこで用いられた評価手法(国実施型との違い等)も考慮した。

国実施型、地方実施型の対象地域と選定目的は以下のとおりである。

国実施型

対象地域	選定目的
A 地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公表についての課題を検討するため。 ◆ 設置者独自の学校評価システムと第三者評価の位置づけを調査するため。
B 地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県が推進する自己評価システムとの関連で、第三者評価がどのように位置づけられ活用されるかについて調査するため。
C 地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方実施型と国実施型の両方を経験していることから、学校種と実施主体の関係を調査するため。 ◆ ひとつの地域内で小・中・高と 3 校種が評価を受けていることから、都道府県と設置者が連携したトータルな第三者評価の仕組みを考えるうえでの示唆を得るため。
D 地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三者評価実施にあたっての学校種別への配慮について調査するため。

I. 調査概要

地方実施型

対象地域	選定目的
E 地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 同一校が、国実施型、地方実施型の両方を経験しており、実施主体による相違を比較することができるため。 ◆ 同一校が複数回の第三者評価を受けていることから、結果の活用やその効果について調査するため。
F 地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小規模の実施主体が第三者評価の実施に係る資源をどのように調達しているかを調査するため。 ◆ ひとつの地域内で小・中・高と 3 校種が評価を受けていることから、都道府県と設置者が連携したトータルな第三者評価の仕組みを考えるうえでの示唆を得るため。
G 地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評定をつけるという、国とは異なる実施方法をとっていることから、評価実施の在り方について調査するため。
H 地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域間の偏りと、実施主体の規模を考慮して抽出。 ◆ 規模の小さい市町村における第三者評価の在り方と比較検討するため。

対象ごとのインタビュー内容は以下のとおりである。

学校

質問項目	
第三者評価の目的と意義	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査開始前に、調査に期待したことは何ですか。 ◆ 期待や目的は果たされたと思いますか。 ◆ 学校の特性や児童生徒の実態は調査に影響を与えたと思いますか。 ◆ 具体的にどのような点が役立ちましたか。 ◆ 第三者評価と指導の違いについてどう考えますか。 ◆ 自己評価や学校関係者評価との違いについてどう考えますか。 ◆ どのような第三者評価を望みますか。
第三者評価の主体と地方・国の役割について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三者評価はどこが主体となって行うべきだと考えますか。 ◆ その理由は何ですか。 ◆ 地方が実施主体となる場合、文部科学省の関与・支援はどうあるべきだと考えますか。 ◆ 地方が実施主体となる場合、実施体制や実施方法はどのようなものになると考えますか。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問時期はいつが適切ですか。 ◆ 訪問回数は何回が適切だと思いますか。 ◆ 評価項目の内容・分量は適切でしたか。 ◆ 評価項目の設定のプロセスは適切ですか。 ◆ 評定をつけることについてどう考えますか。

I. 調査概要

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 改善提案や専門的助言は必要ですか。
評価結果の活用と公表について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評価結果は学校改善に役立ちましたか。 ◆ 評価結果をどのように活用しましたか。 ◆ その結果、変わったことは何ですか。 (関係者の行動、学校の雰囲気、意識など) ◆ 評価結果を公表しましたか。 ◆ 公表に伴う利点とリスクは何ですか。
学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三者評価を実施するうえで、留意すべき学校の特性は何ですか。 ◆ どのような配慮が必要ですか。

設置者

質問項目	
第三者評価の目的と意義	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査開始前に、調査に期待したことは何ですか。 ◆ 期待や目的は果たされたと思いますか。 ◆ 具体的にどのような点が役立ちましたか。 ◆ 第三者評価と指導の違いについてどう考えますか。 ◆ 自己評価や学校関係者評価との違いについてどう考えますか。 ◆ どのような第三者評価を望みますか。
第三者評価の主体と地方・国の役割について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三者評価はどこが主体となって行うべきだと考えますか。 ◆ その理由は何ですか。 ◆ 設置者が実施主体となる場合、実施体制や実施方法はどのようなものになると考えますか。 ◆ 設置者が実施主体となる場合、財政的、人的資源はどの程度必要ですか。その確保はどのように行いますか。 ◆ 設置者が実施主体となる場合、文部科学省の関与・支援はどうあるべきだと考えますか。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問時期はいつが適切だと考えますか。 ◆ 訪問回数は何回が適切だと考えますか。 ◆ 評価項目の内容・分量は適切でしたか。 ◆ 評価項目の設定のプロセスは適切ですか。 ◆ 評定をつけることについてどう考えますか。 ◆ 改善提案や専門的助言は必要ですか。
評価結果の活用と公表について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評価結果は学校改善に役立ちましたか。 ◆ 評価結果をどのように活用しましたか。 ◆ その結果、変わったことは何ですか。 (関係者の行動、学校の雰囲気、意識など) ◆ 評価結果を公表しましたか。 ◆ 公表に伴う利点とリスクは何ですか。

I. 調査概要

保護者・地域住民

質問項目	
保護者は「第三者評価」に何を求めているか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三者評価について知っていますか。 ◆ 結果について公表されましたか。またその範囲は。 ◆ 学校の教育の質に満足していますか。 ◆ 学校は学校の教育活動の内容や結果について保護者に十分に説明していますか。 ◆ 学校の教育の質に満足できない時に、どのような行動をとりますか。 ◆ 第三者評価が必要だと思いますか。それはなぜですか。
保護者は評価結果をどのように活用しているのかまた、活用すべきなのか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評価結果を知りたいですか。 ◆ すぐれた取り組みについての指摘に関して学校にどのように働きかけますか。 ◆ 課題の指摘に関して学校にどのように働きかけますか。

受託者(地方実施型のみ)

質問項目	
第三者評価の目的と意義	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査開始前に、調査に期待したことは何ですか。 ◆ 期待や目的は果たされたと思いますか。 ◆ 具体的にどのような点が役立ちましたか。 ◆ 第三者評価と指導の違いについてどう考えますか。 ◆ 自己評価や学校関係者評価との違いについてどう考えますか。 ◆ どのような第三者評価を望みますか。
第三者評価の主体と地方・国の役割について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三者評価はどこが主体となっていくべきだと考えますか。 ◆ その理由は何ですか。 ◆ 地方が実施主体となる場合、実施体制や実施方法はどのようなものになると考えますか。 ◆ 設置者が実施主体となる場合、財政的、人的資源はどの程度必要ですか。その確保はどのように行いますか。 ◆ 地方が実施主体となる場合、文部科学省の関与・支援はどうあるべきだと考えますか。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問時期はいつが適切だと考えますか。 ◆ 訪問回数は何回が適切だと考えますか。 ◆ 評価項目の内容・分量は適切はどのようにして決定しましたか。 ◆ どのように評価項目を設定するのが適切だと考えますか。 ◆ 評定をつけることについてどう考えますか。 ◆ 改善提案や専門的助言は必要だと考えますか。

I. 調査概要

評価結果の活用と公表について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評価結果は学校改善に役立つと思いますか。 ◆ 評価結果はどのように公表すべきだと思いますか。 ◆ 公表に伴う利点とリスクは何ですか。
コストについて	<p>地方実施型を実施するにあたって実際の</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三者評価実施費用の収支はどうでしたか。 ◆ 事務局の体制はどのように構築しましたか。 ◆ 作業負担はどの程度でしたか。
評価者について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第三者をどのように定義しますか。 ◆ 評価者の選定・確保は容易でしたか。 ◆ 評価者はどのようにして選定・確保しましたか。 ◆ 評価者選定に際して重視した点は何ですか。 ◆ 評価者に必要な専門性とは何ですか。 ◆ 評価者に必要な条件とは何ですか。 ◆ 評価能力の査定は行っていますか。 ◆ 評価者の資格・認証制度は必要だと考えますか。 ◆ 大学・大学院等での評価者の育成は必要だと考えますか。 ◆ 独自の育成を行うことを考えていますか。
チーム編成について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ リーダー選定に際して重視した点は何ですか。 ◆ チームの編成に際して配慮した点は何ですか。
評価者の能力の向上策について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評価者に対する事前の研修を行いましたか。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 ・内容・プログラム、時間 ◆ 評価者の評価能力について査定を行っていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・どのように行っていますか。 ◆ 評価者の経験や能力に応じてさらに能力の向上を図るためにどのような方策を実施していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・どのように行っていますか。

I. 調査概要

4. 分析の手法

アンケートの結果、地方実施型実地検証結果中間報告書、インタビューの結果は以下の手法で分析し、それぞれ「II. 調査結果」でまとめている。

1) アンケート

回収されたアンケートの選択肢による回答については質問ごとに集計を行い、全体の傾向を把握した。さらに、留意を要する選択肢に関して、当該選択肢を選択した回答者の自由記述欄の記述内容を精査し、特徴的な意見がないか確認した。

アンケートの自由記述欄については、質問ごとに分類規則を設定して、その分類規則にしたがってそれぞれの回答を分類・集計し、回答数の多かったものを主な意見とした。評価者とその他の回答者(学校、設置者、都道府県教育委員会、受託者)では、同一の質問に対しても異なる立場からの回答となるため、必要に応じて、評価者については異なる分類規則を設定した。

自由記述の分類・集計は、以下に示す原則に基づいて行った。

- ひとつの文章中に、2 つ以上の回答に対応する記述内容が含まれている場合は、内容ごとに切り離したうえで、それぞれをひとつの回答として集計する。
- 回答が、質問の趣旨に対して適切でない場合や第三者評価のシステムに関する意見や感想ではなく個人的な感想(「楽しかった」「勉強になった」「お世話になりありがとうございました」「ご苦労様でした」)にとどまっている場合は、無効回答として集計する。
- 記述内容の意味が明確に判断できない、あるいは理解が困難な回答は「無効回答」として処理する。

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

3) インタビュー

地方実施型事業の受託者から提出された実地検証結果についての中間報告書は、記入がなされた箇所にこだわらず、報告・意見の内容により、関係する「ガイドラインに盛り込むべき内容」の各項目に対する報告・意見として取り扱った。

実地検証結果についての中間報告書およびインタビューの結果は、多く見られた意見をまとめた。加えて、少数意見についても、「ガイドラインに盛り込むべき内容」に関連して重要な示唆を含むと判断されるものを、その他の意見として取り上げた。

I. 調査概要

4)調査結果から得られる示唆

以上の定量的データおよび定性的データに基づいて、ガイドラインに盛り込むべき内容について得られる示唆をまとめた。

I. 調查概要

Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

(1) 第三者評価の意義・定義等

Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

(1) 第三者評価の意義・定義等

1) アンケート

自己評価、学校関係者評価を実施している中で、第三者評価に期待すること(複数回答)

a) 国実施型

	回答数*			
	学校 (32校)	設置者 (29団体)	都道府県 (17団体)	評価者 (194人)
A. 学校運営全般についての専門的視点からの評価	② 26	① 22	① 15	① 150
B. 学校の重点的取り組みについての評価	20	11	5	100
C. 新たな気付きをもたらす評価	② 26	① 22	12	② 144
D. 学校運営全般についての一定基準での客観的評価	18	② 20	9	92
E. 学校運営改善についての専門的助言	① 27	19	② 13	③ 128
F. 自己評価・学校関係者評価の妥当性の検証・補足	16	12	② 13	118
G. 設置者の取り組みに対する評価	4	13	10	102
H. その他(具体的にお書きください。)	0	0	0	1

*回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は回答者数の順位

b) 地方実施型

	回答数*			
	学校 (62校)	設置者 (30団体)	受託者 (7団体)	評価者 (105人)
A. 学校運営全般についての専門的視点からの評価	① 52	① 24	① 6	② 73
B. 学校の重点的取り組みについての評価	43	18	5	66
C. 新たな気付きをもたらす評価	③ 47	③ 23	5	① 80
D. 学校運営全般についての一定基準での客観的評価	36	15	1	50
E. 学校運営改善についての専門的助言	② 51	① 24	① 6	③ 69
F. 自己評価・学校関係者評価の妥当性の検証・補足	31	22	① 6	63
G. 設置者の取り組みに対する評価	11	9	2	32
H. その他(具体的にお書きください。)	1	0	0	0

*回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は回答者数の順位

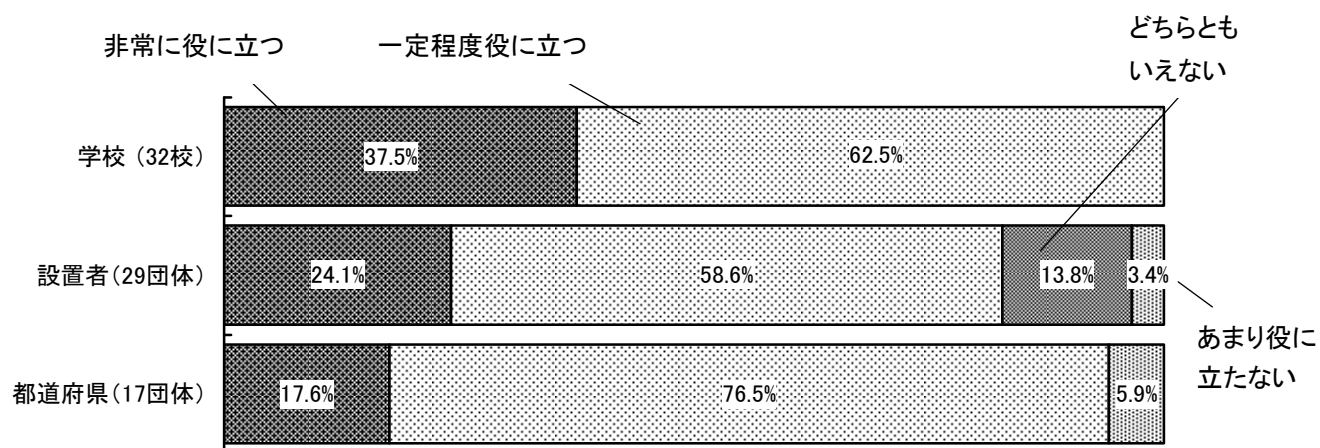
Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

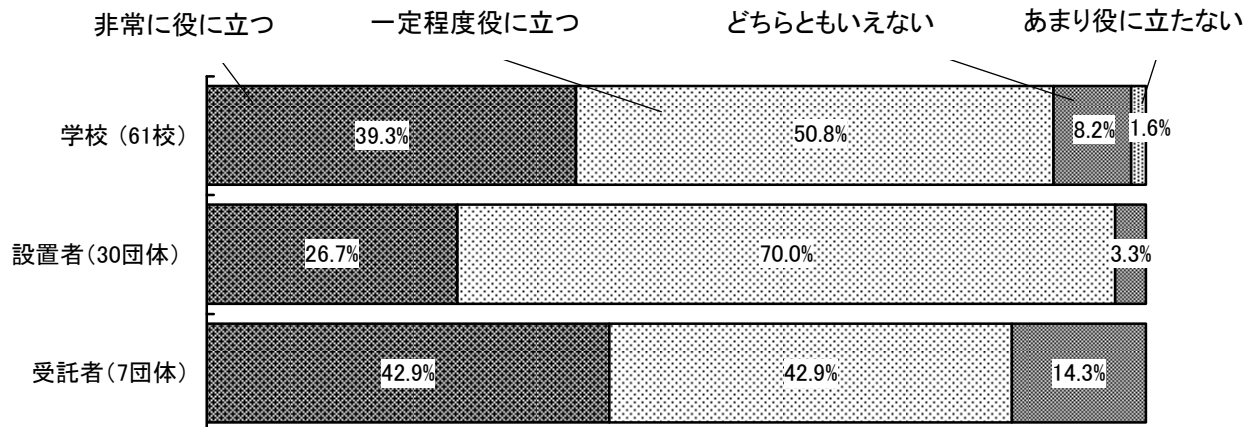
(1) 第三者評価の意義・定義等

今回の実地検証は、その期待に沿い、学校運営の改善に役立つものだったか

a) 国実施型



b) 地方実施型



Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

(1) 第三者評価の意義・定義等

具体的にどのような点が役立ったか(複数回答)

a) 国実施型

	回答数*			
	学校 (32 校)	設置者 (29 団体)	都道府県 (17 団体)	評価者 (193 人)
A. 学校の課題とそれに対する改善方策が明確になった。	③ 18	11	① 11	① 123
B. 学校運営改善策の助言や示唆が得られた。	① 28	① 22	② 10	② 98
C. 教職員の意識改革・意欲の向上につながった。	③ 18	7	3	42
D. 学校の教育活動が活性化した。	5	3	1	11
E. 一定の基準に照らした学校の教育の客観的状況が明確になった。	15	③ 15	5	80
F. 学校運営全般の点検ができた。	② 23	② 18	② 10	③ 94
G. 自己評価・学校関係者評価の検証ができた。	12	7	5	80
H. 設置者の支援の必要性の状況が明確になった。	3	10	5	72
I. その他	0	0	0	3

* 回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は回答者数の順位

b) 地方実施型

	回答数*			
	学校 (62 校)	設置者 (30 団体)	受託者 (7 団体)	評価者 (105 人)
A. 学校の課題とそれに対する改善方策が明確になった。	③ 36	② 18	① 6	① 70
B. 学校運営改善策の助言や示唆が得られた。	① 47	① 26	① 6	② 54
C. 教職員の意識改革・意欲の向上につながった	17	8	1	22
D. 学校の教育活動が活性化した。	6	3	1	9
E. 一定の基準に照らした学校の教育の客観的状況が明確になった。	② 43	13	1	47
F. 学校運営全般の点検ができた。	34	③ 15	3	③ 49
G. 自己評価・学校関係者評価の検証ができた。	25	12	③ 5	44
H. 設置者の支援の必要性の状況が明確になった。	6	12	3	26
I. その他	0	1	0	0

* 回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は回答者数の順位

Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

(1) 第三者評価の意義・定義等

(アンケート結果の考察および分析)

▶第三者評価に期待することについて

国実施型、地方実施型のいずれにおいても、最も期待されたのは、「学校運営全般についての専門的視点からの評価」、次に期待されたのが、国実施型では「新たな気付きをもたらす評価」、地方実施型では「学校運営改善についての専門的助言」である。このように、第三者評価には、専門家による学校運営の点検と改善についての助言が求められていたことがわかる。また、このほかに第三者評価に期待されることとして、「新たな気付きをもたらす評価」が上位にあげられていることにも注意を払う必要がある。

▶実際に得られた成果について

また、実地検証が学校運営の改善に役立ったかどうかについては、国実施型で、すべての学校および82.7%の設置者が、地方実施型で90.1%の学校と96.7%の設置者が「非常に役に立つ」または「一定程度役に立つ」と回答しており、今回の実地検証における第三者評価が学校や設置者の期待に応え、学校運営の改善に資するものであったことがわかる。

具体的に役立った点としては、「学校運営改善策の助言や示唆が得られた」と「学校の課題とそれに対する改善方策が明確になった」「学校運営全般の点検ができた」があげられており、期待は概ね達成されたといえる。

▶第三者評価の効果について：自由記述から

国実施型においては、主として、学校では「教職員の意識改革・意識向上につながった」「専門的な評価(助言)が得られた」、設置者では「課題(改善点)や成果が明確になった」「客観的な評価が得られた」「専門的な評価(助言)が得られた」という意見が見られた。また、評価者では、「学校の改善に役立った」「学校の課題や改善策について評価・助言できたのがよかった」があげられていた。

地方実施型においては、主な意見として、学校では「改善方策が明確になった(具体的な方向性が明確になった、示唆が得られた)」「課題(改善点)や成果が明確になった」、設置者では「改善方策が明確になった(具体的な方向性が明確になった、示唆が得られた)」「客観的な評価が得られた」「新しい気付きがあった(新たな視点が得られた)」が見られた。また、評価者では、「学校の課題や改善策について評価・助言できたのがよかった」「客観的/新しい視点を提供することができた」があげられていた。

学校運営の改善に役立ったかどうかに影響を与える因子として、2つの要素が指摘できる。ひとつは、学校にかかる負担の大きさである。2つめは、報告書の内容が学校の求めているものに沿っていたかどうかである。負担を特に感じなかったという学校も多いが、一方でさまざまな事情により負担感を感じる学校も存在する。負担に見合ったレベルの報告書がフィードバックされなければ、

Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

(1) 第三者評価の意義・定義等

学校は徒労感を感じてしまい、第三者評価が学校改善の役に立ったとは考えられないのである。学校が第三者評価に期待するものは、「学校運営全般についての専門的視点からの評価」「学校運営改善についての専門的助言」「新たな気づきをもたらす評価」を主として、「学校の重点的取り組みについての評価」「学校運営全般についての一定基準での客観的評価」「自己評価・学校関係者評価の妥当性の検証・補足」と幅広い範囲にわたっている。ガイドラインでは、第三者評価の目的と意義を明確にし、評価書の内容についても一定の枠組みを示す必要があるだろう。

以上のように、アンケート結果から、第三者評価の目的は、専門的視点からの評価や助言を学校運営改善に活用することであると認識されており、実地検証において、その目的は、課題や改善策についての指摘や助言、新たな視点の提供、教職員の意識改革などを通じて、概ね達成されたととらえられていることがわかる。

Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

(1) 第三者評価の意義・定義等

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 学校や学校関係者とは違った専門性を有する第三者による客観的な視点からの評価や指摘により、学校や設置者が改善に気付くきっかけとなる情報を得ることができる。

(その他の少数意見)

- 第三者評価に、学校現場の個別の状況に合わせた改善提案の役割を期待する意見もあった。
- 第三者評価が「自己評価や学校関係者評価で不足する点を補う」ことの意義とともに、「自己評価や学校関係者評価での評価が芳しくない要因を探る」ことにもつながるという指摘があった。
- 第三者評価の導入は実施主体の任意とし、自己評価・学校関係者評価の実施状況や第三者評価実施に係る課題を踏まえ、段階的な導入もしくは多様な手法による導入の必要性も指摘されていた。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 第三者評価によって、学校のよい点、課題の両方について、すでに気付いている点はそれに対する支持やより深い考察を得ることができる。また、気付いていない点については、それに気付くことができる。
- よい点や課題が生じている背景や要因について、専門家による分析を受けることができる。
- 専門的視点や経験に基づく助言、改善案の提案を得ることができる。
- 専門家に評価された結果や、提案された改善案には権威や信頼性があり、それが改善策を実施するうえでの説得力を高める。

(その他の少数意見)

- 第三者評価に、自己評価・学校関係者評価の妥当性の検証を期待する意見もあった。

Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

(1) 第三者評価の意義・定義等

4) 調査結果から得られる示唆

第三者評価の意義は、学校運営全般に対する専門的・客観的視点からの評価により、学校改善に寄与することにある。

また、第三者評価の結果がもたらす効果は、学校改善のプロセスを【現状認識】-【改善案の検討】-【改善策の実施】に分類すると、以下の通り整理することができる。

【現状認識】

- 専門的・客観的な視点からの評価により、学校の現状のより明確な認識と、深い洞察が得られる。
- すでに学校が十分に認識できている点についてはそれを支持し、まだ十分に認識していない点については学校に「新たな気付き」をもたらすことができる。
- 現在の状況が生じている要因や背景について、専門的な分析を行うことにより、次のステップである改善案の検討につなげることができる。

【改善案の検討】

- 学校が改善案を検討するにあたり、多くの事例に精通している専門家や現場での経験を積んだ元校長などが、助言や改善案の提案を行うことで、学校の選択肢がより豊かなものとなる。
- 設置者にとっても、学校に対してどのような支援を行うべきかを検討する材料となる。

【改善策の実施】

- 専門家による評価結果や提案された改善案には、専門性に裏付けられた説得性や信頼性があり、そのことが改善策を実施するうえでの説得力を高め、教職員、学校関係者、設置者の協力体制が築きやすくなるという効果が認識・期待されている。

上記の他に、自己評価・学校関係者評価の実施方法や評価結果の妥当性の検証を通じて学校評価の充実を図ることの必要性についての意見もあった。

なお、今回の実地検証は、学校改善を目的に掲げて実施されたため、アンケートおよびインタビューの回答はこのことを前提として解釈される必要がある。

Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

(2) 学校の第三者評価のガイドラインの位置付け等

(2) 学校の第三者評価のガイドラインの位置付け等

1) アンケート

該当する質問項目なし

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 各都道府県や市町村の実態に即した第三者評価の実施が可能となるよう、ガイドラインにより定める内容は最低限にとどめることが望ましい。

(その他の少数意見)

- ガイドラインでは、第三者評価の実施パターンや明確な評価基準を盛り込むことの必要性を指摘する意見があった。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 自治体によって、ガイドラインの位置づけの受け止め方やその活用の仕方は異なる。それに応じてガイドラインに求める内容は異なっている。
- ガイドラインでは、第三者評価という制度の枠組みが示されることを期待する意見がある一方で、具体的な実施方法が提示されることを期待する意見もあった。
- 共通の意見として、第三者評価の目的と方向性を明確に示すことが求められている。

(その他の少数意見)

- すでに第三者評価に取り組んでいる地域の取り組み状況を、情報として提供してほしいという意見があった。

Ⅱ. 調査結果

1. 第三者評価の意義等について

(2) 学校の第三者評価のガイドラインの位置付け等

4) 調査結果から得られる示唆

第三者評価の実施主体となる都道府県や市町村が地域の実態に即した柔軟な運用を行うことができるよう、ガイドラインの内容は最低限にとどめることが望ましいが、第三者評価の目的と方向性などの枠組みについては、ガイドラインで明示することが求められている。

また、少数意見として、ガイドラインの策定と同時に、他地域の第三者評価の事例や取り組み状況等に関する情報の提供を求める意見もあった。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(1) 実施体制について

2. 第三者評価の在り方について

(1) 実施体制について

1) アンケート

該当する質問項目なし

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 設置者としての義務の履行、第三者評価を受ける学校の理解を促しやすい等の理由から、設置者が実施主体となることが望ましい。
- ただし、設置者が第三者評価の実施主体となることについては、設置者自身が評価者から評価を受ける立場でもあることや評価者の確保の問題から、評価者の第三者性の担保が課題となる。

(その他の少数意見)

- 一定の権威付けや十分な人的配置の必要性から、都道府県による実施を支持する意見もあった。
- 近隣の市町村の連携や教育委員会相互の評価の実施や市町村の連携をうながすための都道府県の支援の必要性を指摘する意見があった。
- 学校関係者評価委員に第三者を加え、第三者評価の機能を担わせていくことを検討してはどうかという意見があった。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 学校の実態をよく理解している、改善に向けての支援に取り組みやすい、学校により近い機関が実施するほうが望ましい。
- その場合、設置者において、第三者評価の実施規模に応じた新たな人員の配置が必要となる。

(その他の少数意見)

- 第三者評価の実施目的によって、適切な評価の実施主体は異なるという意見があった。
- 学校の評価はその設置者の評価にもつながるため、国や都道府県が行うことが望ましいという意見もあった。

Ⅱ. 調査結果
2. 第三者評価の在り方について
(1) 実施体制について

- 第三者評価の実施やその結果に権威を持たせるためには、より上位の機関が実施することが望ましいという意見もあった。
- 第三者評価を地方で実施するのは、予算や人材確保などで難しい面がある。学校関係者評価をうまく運用すれば、同様の効果を得られるのではないかという意見もあった。

4) 調査結果から得られる示唆

第三者評価は、学校や地域の実態を理解し、第三者評価の結果をもとに改善支援にも取り組みやすい設置者が実施することが望ましい。

その際の留意点としては、第三者評価の実施事務局を担うマンパワーの確保・配置を行うこと、予算や人材の確保に関して都道府県による支援体制を整えること、第三者性を担保できるような配慮を十分に行って評価者を選定することがあげられる。

また、市町村の実情に応じて、近隣の市町村で連携・協力して実施することも考えられるが、その場合、連携を促すための都道府県の支援が必要である。

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

① 評価の実施の在り方

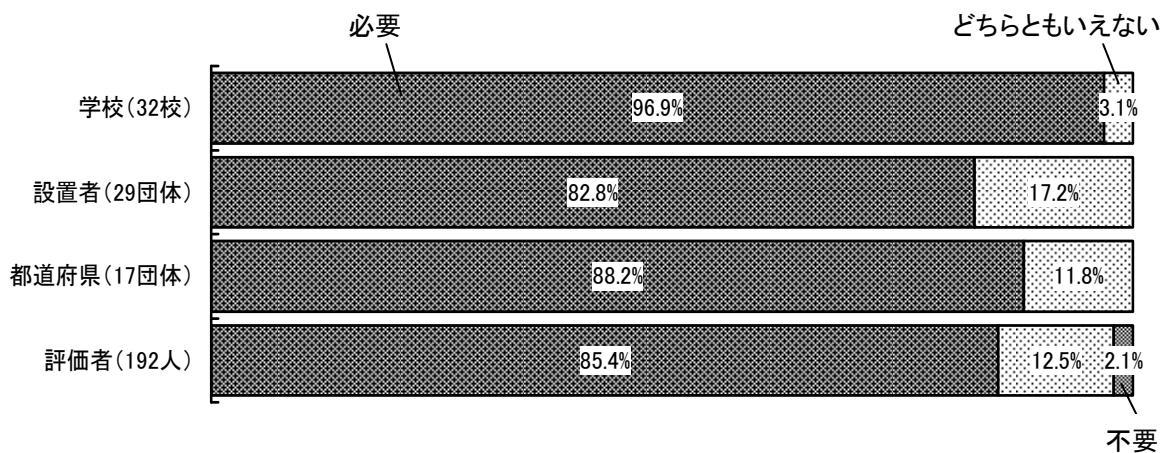
(2) 評価の実施について

① 評価の実施の在り方

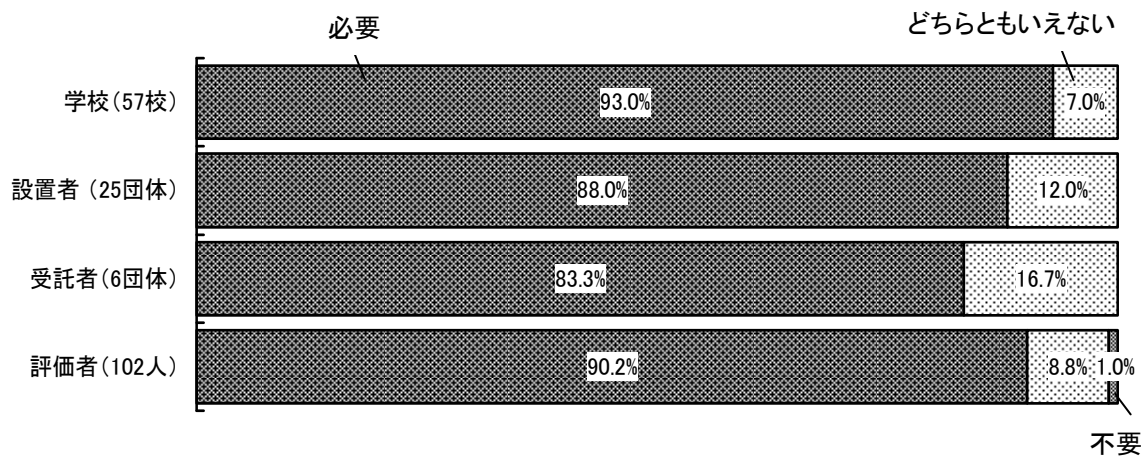
1) アンケート

改善のための提案や専門的助言を報告書に含めることは必要か

a) 国実施型



b) 地方実施型



Ⅱ. 調査結果

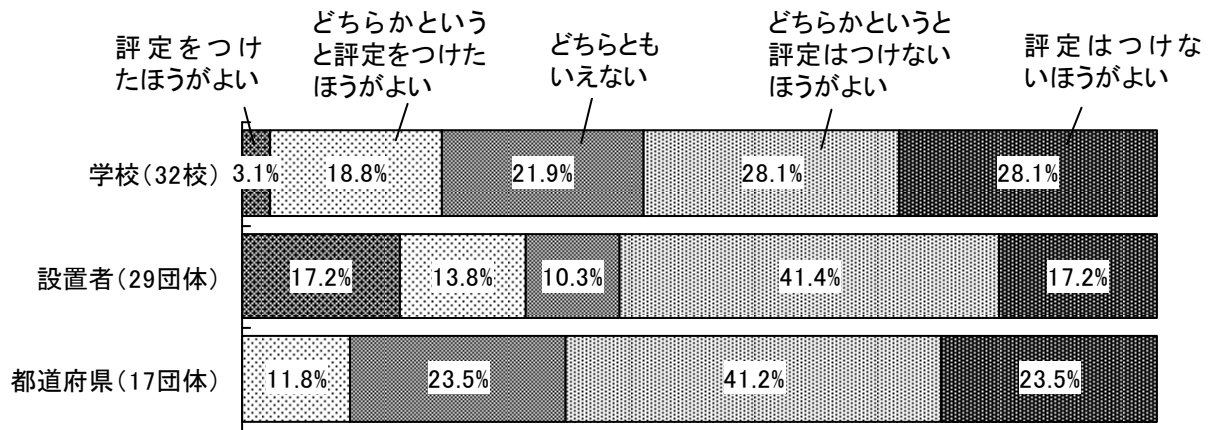
2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

① 評価の実施の在り方

A～D などの評価をつけず、講評の記述のみであることについて

a) 国実施型



II. 調査結果

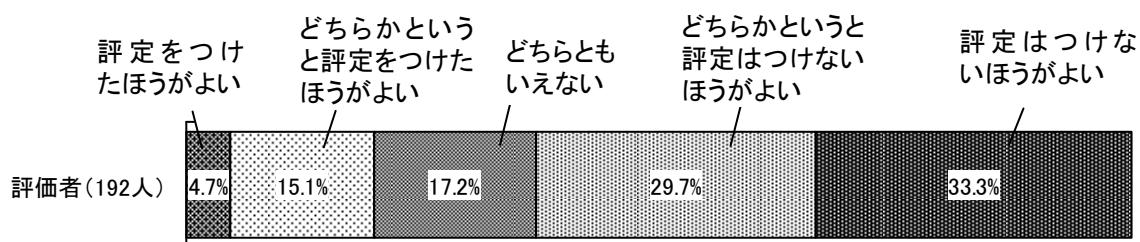
2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

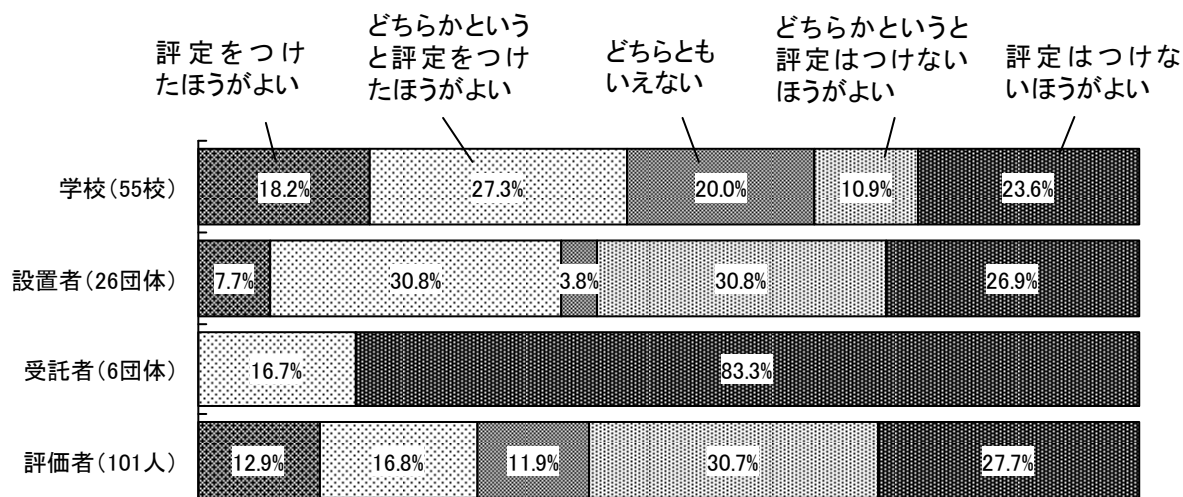
① 評価の実施の在り方

A～D などの評価をつけることについて

a) 国実施型



b) 地方実施型



Ⅱ. 調査結果

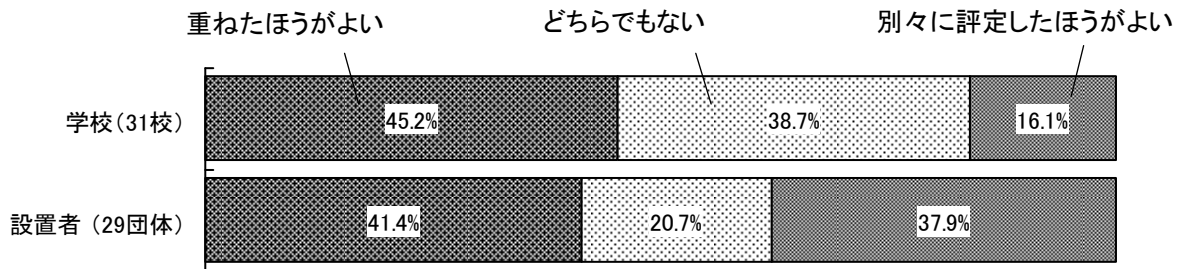
2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

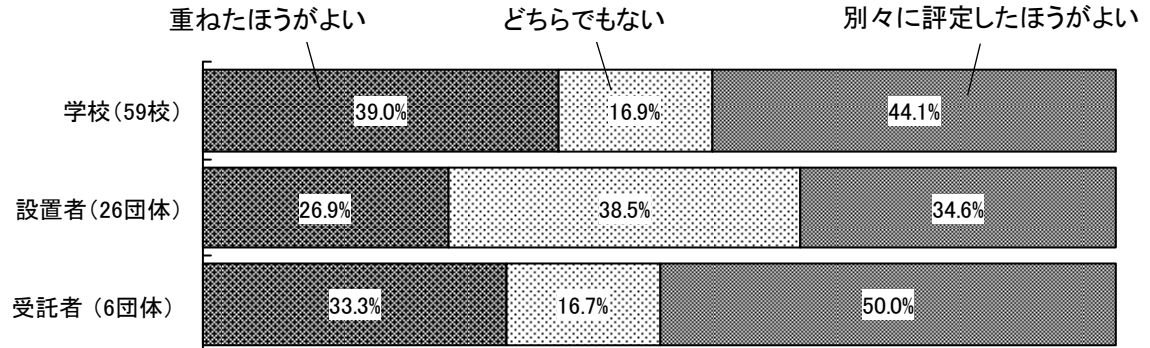
① 評価の実施の在り方

自己評価、学校関係者評価の項目と、第三者評価項目との関係について

a) 国実施型



c) 地方実施型



II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

① 評価の実施の在り方

(アンケート結果の考察および分析)

▶ 改善のための提案や専門的な助言を報告書に含めることについて

国実施型では 96.9%の学校が、地方実施型では 93.0%の学校が、「必要である」と回答している。設置者は、国実施型では 82.8%が、地方実施型では 88.0%が「必要である」と回答している。また、評価を行う評価者も、国実施型では 85.4%が、地方実施型では 90.2%が改善のための提案や専門的な助言を報告書に含めることが「必要である」と回答している。

自由記述では、改善のための提案や専門的な助言を報告書に含めることが必要である理由として、国実施型において、学校で「専門家の意見を聞きたい、期待している」、設置者で「学校改善が第三者評価の目的であるから、助言が最も重要(助言がないと第三者評価の意味がない)」、都道府県で「学校運営の改善に役立つから(重要な示唆となる)」という意見が、地方実施型においては、学校で「学校運営の改善に役立つから(重要な示唆となる)」、設置者で「専門家の意見を聞きたい、期待している」、受託者で「学校改善が第三者評価の目的であるから、助言が最も重要(助言がないと第三者評価の意味がない)」という意見が最も多く見られた。評価者では、国実施型で「学校が求めているのは助言であるから(期待していると思うから)」、地方実施型で「学校改善が第三者評価の目的であるから、助言が最も重要(助言がないと第三者評価の意味がない)」という意見が最も多かった。

以上より、今回の実地検証においては、第三者評価の目的として、専門家による改善のための提案や助言が重要なものであると認識されていることがわかる。しかし、改善のための提案や専門的な助言を報告書に含めることが「不要」と回答した評価者の自由記述の内容からは、評価と改善のための支援の境界線をどこに置くのか、学校や設置者の主体性、自律性をどう考えるのか等について考慮する必要があることが読み取れる。

▶ 評価をつけることについて

評価はつけず講評のみであることについて、国実施型では、学校で 56.2%、設置者で 58.6%、都道府県で 64.7%が、「評価はつけないほうがよい」または「どちらかという評価はつけないほうがよい」と回答している。

評価をつけることについては、国実施型の評価者で 63.0%、地方実施型では、設置者で 57.7%、受託者で 83.3%、評価者で 58.4%が、「評価はつけないほうがよい」または「どちらかという評価はつけないほうがよい」と回答している。地方実施型の学校では、「評価はつけないほうがよい」「どちらかという評価はつけないほうがよい」が 34.5%、「評価をつけたほうがよい」「どちらかという評価をつけたほうがよい」が

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

① 評価の実施の在り方

45.5%と、評価をつけたほうがよいと考える学校が多い。地方実施型の学校を除いて、「どちらかという評価はつけないほうがよい」「評価はつけないほうがよい」という回答の占める割合が「評価をつけたほうがよい」「どちらかという評価をつけたほうがよい」よりも大きいという結果となった。

つけないほうがよい理由としては、「評価の基準があいまいであるから」「評価のみが独り歩きをする恐れがあるから(他校との比較、序列化、数字のみにとられる)」が多くあげられている。一方、評価をつけたほうがよい理由としては、「達成度や現状を客観的に判断できる」「評価結果や課題がより明確になる」があげられている。

▶ 自己評価、学校関係者評価と、第三者評価との関係について

国実施型では評価項目を「重ねたほうがよい」という回答が、学校で 45.2%、設置者で 41.4%であり、「別々に設定したほうがよい」という回答が、学校で 16.1%、設置者で 37.9%であったのに比較して多いという結果であった。一方、地方実施型では、「別々に設定したほうがよい」という回答が、学校で 44.1%、設置者で 34.6%、受託者で 50.0%であり、「重ねたほうがよい」という回答の割合(学校で 39.0%、設置者で 26.9%、受託者で 33.3%)と同程度か、「重ねたほうがよい」という回答をわずかに上回っている。

重ねたほうがよい理由として、国実施型では、「自己評価・学校関係者評価の検証に役立つから」「同じ項目を多くの視点から評価するほうが客観的な結果が得られるから(信頼性が高まる)」が、地方実施型では、「自己評価・学校関係者評価の検証に役立つから」「課題や改善策を明確化・焦点化しやすい(改善しやすい、捉えやすい)」が多くあげられていた。

別々に設定したほうがよい理由として、国実施型、地方実施型ともに、「第三者評価は、自己評価や学校関係者評価とは目的や性質が異なるから」「専門的立場からの(客観的立場からの)独自の項目設定が必要であるから」が多くあげられていた。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

① 評価の実施の在り方

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 学校運営上の改善点を指摘し、教育水準の向上に寄与することは、第三者評価の重要な役割である。
- 学校が自ら主体的に改善に取り組んでいる事柄についても適切に評価し、管理職や職員のやる気を喚起し今後の教育活動の動機付けとなるような評価、助言も大切である。
- 学校が主体的に改善をすすめるための気づきをいかにあたえられるかが重要である。

(その他の少数意見)

- 監査的な要素を敬遠する意見、監査と改善提案の両立の難しさを指摘する意見があった。
- 第三者評価においては、単年度を単位とするのではなく、数年に一度の実施形態も考えられる。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 第三者評価において評価すべき対象として、学校の教育活動その他の学校運営の状況全般とするか、学校の取り組み状況等を反映させて重点化を行うかについては、意見が分かれる。前者については、第三者評価はそのようなものであると理解されており、後者については、重点化により自己評価、関係者評価と結び付けて学校改善につなげやすいと考えられている。
- 毎年度全ての学校を対象とすることは困難である。2～3年など、一定期間に一度、学校が第三者評価を受けるようなサイクルを構築することが現実的である。
- 評価にあたっては、問題点や課題の指摘だけでなく、改善案についての助言が必要である。改善の主体はあくまで学校ではあるが、改善に向けた取り組みを検討するうえで助言はとてもよい参考となる。
- 自己評価、学校関係者評価が適切に運用され、それが学校の改善に効果的に結びついているかを検証することが必要である。

(その他の少数意見)

- 学校によっては、自己評価、関係者評価も十分に実施できていない現状がある。
- 第三者評価の結果は、受けた学校だけでなく、すべての学校に結果が還元され、改善に結びつけ

Ⅱ. 調査結果
2. 第三者評価の在り方について
(2) 評価の実施について
① 評価の実施の在り方

ることができるような工夫が必要との意見があった。

- 報告書に評定を含めるかどうかについては、「あるほうがわかりやすい」「どちらでもよい」「あってもなくても同じ」「改善に目が向きにくくなるため、ない方がよい」などのさまざまな意見があった。
- 専門的な観点から、学校や指導主事が気付かない切り口で、学校のよさや課題、改善案を提示することが期待されている。

4) 調査結果から得られる示唆

第三者評価において何を評価すべきかについては、学校の教育目標の達成に向けての取り組みが適切に行われているか、もしくは自己評価・学校関係者評価が適切に運用され、それが学校の改善に効果的に結びついているかの2点が重視されているといえる。

1 点目については、第三者評価に期待することとして、「学校運営全般についての専門的視点からの評価」が最も多く上げられており、「学校の重点的取り組みについての評価」よりも多い(9 ページ参照)ことから、重点化した評価よりも全般的な評価のほうが求められていると考えられる。

2 点目の自己評価・学校関係者評価と第三者評価との関係については、評価項目を重ねるべきである理由として、全体で最も多くあげられていたのが「自己評価・学校関係者評価の検証に役立つから」であったことから、第三者評価による自己評価・学校関係者評価の検証が求められているといえる。

1 点目を重視するか、2 点目を重視するかにより、評価項目の設定の仕方も異なってくる。学校運営全般についての評価を行うのであれば、一定程度網羅的な評価項目を設定する必要がある。自己評価・学校関係者評価と関連付けた第三者評価を行うのであれば、それに応じた評価項目の重点化が必要となる。網羅的な評価は、日程との関連もあり、学校にとっても評価者にとっても負担の大きいものとなる可能性がある。一方、評価項目の重点化は、それ以外の重要な課題が潜在化してしまうことがないよう十分留意する必要がある(評価項目については、「2. 第三者評価の在り方 (1)実施体制について③評価項目」も参照)。

また、問題点や課題の指摘だけでなく、学校の改善に資するような改善案に向けた助言・提案が求められている。専門的な観点から示される助言・提案は、学校にとって有益であり、重要な示唆となると考えられている。

評定については、つけない方がよいとする意見が多い。評定をつけることに関しては、評価基準があいまいであり、結果の公平性・公正性に疑問があること、数字の意味が誤解される可能性があり、その結果として、学校への不信感の助長、学校間の比較や序列化、評定結果のみにとらわれて改善への意欲を

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

① 評価の実施の在り方

失ってしまう可能性が高いことなど好ましくない影響を生むことを危惧する意見もあるが、評定には学校の課題をより明確にする等のプラスの効果も期待されるため、地域の状況等を考慮して慎重に検討する必要がある。また、導入にあたっては、関係者に評定の意味の十分な周知を行うことが必要である。

また、実施のサイクルについて、第三者評価の実現可能性を考慮するならば、数年に一度、学校が評価を受けるような実施方法をとることも考えられる。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

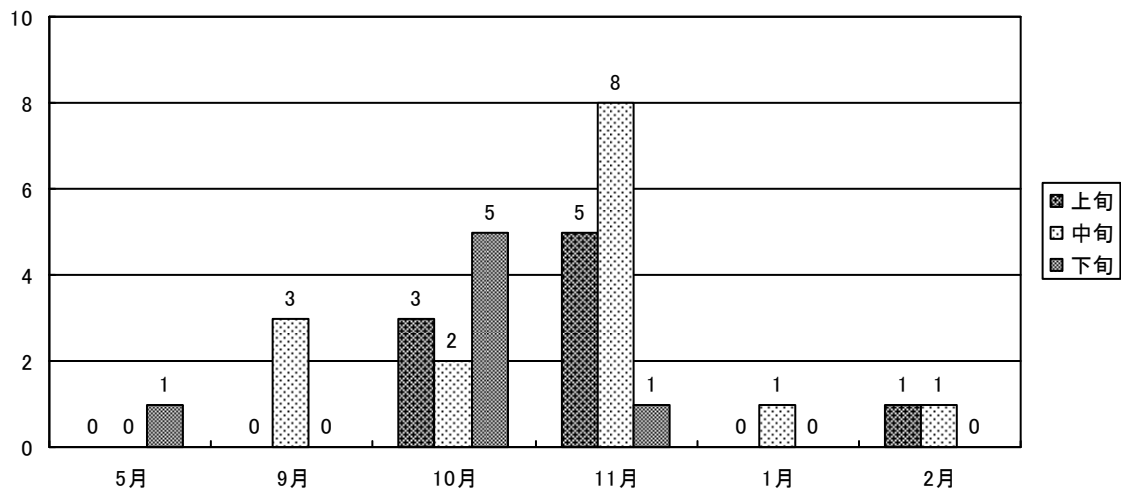
② 実施時期・日程等

② 実施時期・日程等

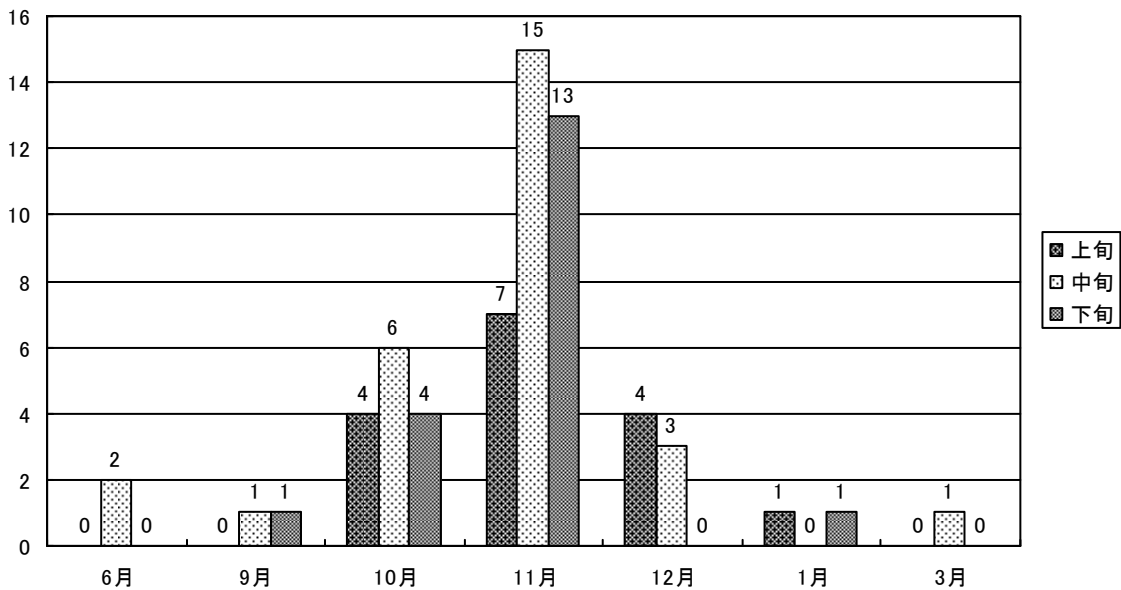
1) アンケート

調査時期として適切と考える時期について

a) 国実施型(学校 31 校)



b) 地方実施型(学校 62 校)



Ⅱ. 調査結果

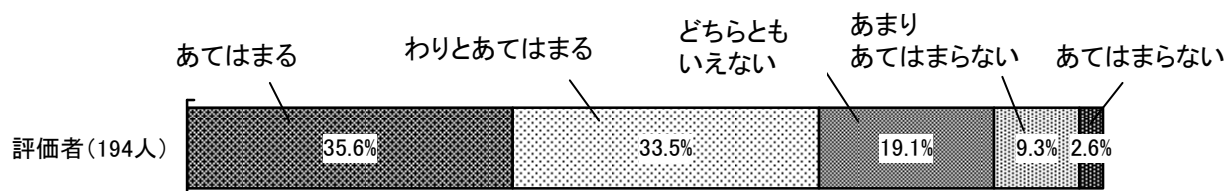
2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

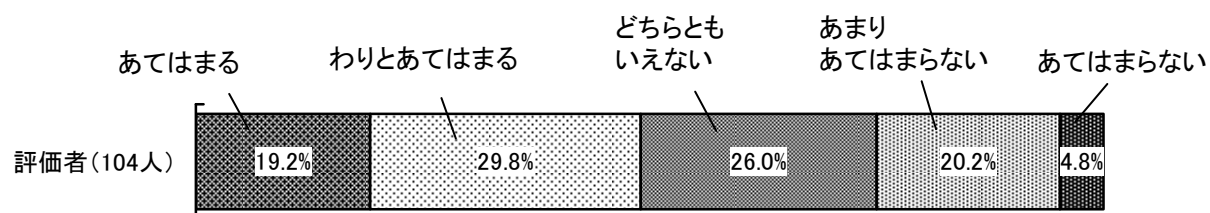
② 実施時期・日程等

全体として調査日程の長さは適切だった

a) 国実施型



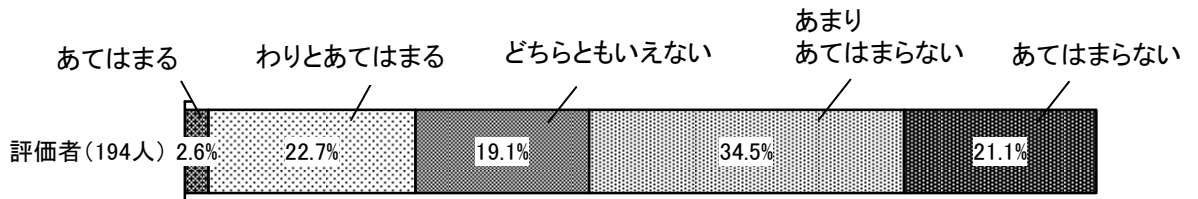
b) 地方実施型



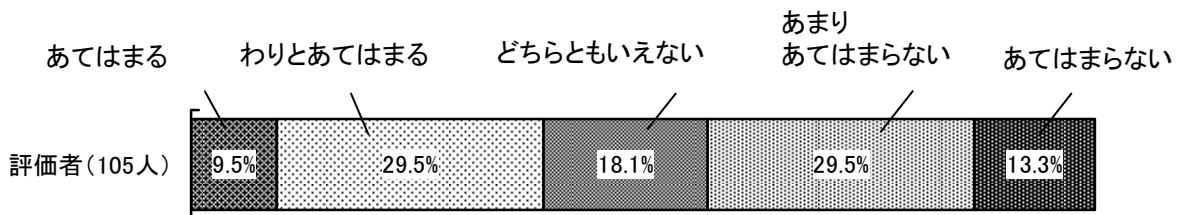
Ⅱ. 調査結果
 2. 第三者評価の在り方について
 (2) 評価の実施について
 ② 実施時期・日程等

学校の実態を把握するには短い

a) 国実施型



b) 地方実施型



(アンケート結果の考察および分析)

▶ 第三者評価の実施時期について

11月が適切であるとする回答が最も多く、次いで10月という回答が多い。その理由として、国実施型、地方実施型ともに、「学校行事との関連から(平常状態の学校、落ち着いている)」が最も多くあげられている。このほかに、学校運営のPDCAサイクルと関連付けて、「自己評価・学校関係者評価の実施時期との関係から」「次年度の運営計画(改善)に反映できるから」という意見が多く見られた。

▶ 実施日程について(全体として調査日程の長さは適切だった)(学校の実態を把握するには短い)

国実施型では、2泊3日を基本とした日程で第三者評価が実施された。国実施型では、調査の日程が適切であったと考える評価者(「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答した評価者)の割合は69.1%であり、不適切であったと考える評価者(「あまりあてはまらない」または「あてはまらない」と回答した評価

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

② 実施時期・日程等

者)の割合の 11.9%を大きく上回っており、概ね適切であったと考えられる。一方、地方実施型では、1 日もしくは 2 日の日程で行われたところが多く、調査の日程が適切であったと考える評価者(「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答した評価者)の割合は 49.0%、不適切であったと考える評価者(「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した評価者)の割合は 25.0%であり、国実施型と比較して、不適切であると感じた評価者が多い。

調査日程の長さが不適切だったと回答した評価者の自由記述からは、自信を持って信頼性のある評価を行うためには、十分な時間が必要であること、特に 1 日では短すぎると考えられていることがわかる。また短い日程では多忙感や疲労感が大きいことがうかがえる。一方で、本務の調整の難しさもあげられており、長期に本務を離れることは評価者にとって負担であることがわかる。

また、学校に実態を把握するには日程が短かったと回答した評価者の割合は、国実施型で 25.3%、地方実施型で 39.0%であり、地方実施型では、国実施型と比較して、学校の実態を把握するには日程が短いと感じた評価者が多いことがわかる。

自由記述では、最も負担に感じたこととして「短時間で限られた情報から評価をしなければならないこと」「短い調査期間で、学校のすべてを把握すること」という意見がみられ、調査日程が短いことが評価者に負担感を与えていることがうかがえる。また、提案や専門的助言を報告書に含めることは必要かという質問にも、国実施型の評価者の 3.6%が「調査期間が十分でなく、的確な助言ができるか自信がない」と述べている。

評価を行うに当たり、評価者は、学校について出来るだけ多くの情報を収集し、それを根拠として講評を記述する。このとき、学校の実態を十分に把握できていなければ、適切な評価は困難である。アンケート結果からは、評価者が信頼性のある適切な評価を行うためには、学校についての十分な情報を収集するために必要な時間を確保する必要があることがわかる。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

② 実施時期・日程等

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 実施時期は2学期、特に9～11月が望ましい。対象校の教育活動の実施状況を把握しやすいうえ、自己評価、学校関係者評価の中間評価の結果を踏まえた第三者評価の実施が可能になるとともに、その結果を当該年度・次年度への取り組みに反映しやすい。
- 実施日程は最低1日、2日程度と考えられる。ただし、1日にするためには、準備資料の精査やヒアリングや観察を行う際のポイントの整理が必要であり、当日の評価委員の負担は大きい。

(その他の少数意見)

- 実施日程は設置者が弾力的に設定できるようにすることが必要であるという意見があった。
- 学校の状況を踏まえ、日程の設定を早めに行うことの必要性を指摘する意見もあった。
- 学校の訪問は2度に分けて実施し、評価のフォローアップを重視した方がよいという意見もあった。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 学校運営が軌道に乗り、教育活動の成熟期である10～11月に訪問を実施し、遅くとも1月末までに報告書を学校に送付する必要がある。
- 評価を受ける学校は、十分な時間をとって学校の状態を把握してほしいと考えている。

(その他の少数意見)

- 次年度の学校運営に確実に反映させるためには、前期中に実施することが望ましいという意見もあった。
- 学校への訪問は複数回実施する方がよいという意見もあった。また、その場合は、複数学期に行う、年度をまたぐなどの工夫することも考えられる。

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

② 実施時期・日程等

4) 調査結果から得られる示唆

実施時期については、2 学期、特に 10～11 月が望ましいと考えられる。大きな学校行事を終え、学校の教育活動が落ち着いて、充実期を迎える時期であることから、対象校の教育活動の実施状況を把握しやすいことがその大きな理由として挙げられる。さらに、年度の間中期であることから、自己評価・学校関係者評価の中間評価の結果を踏まえた第三者評価の実施が可能になるとともに、その結果を、当該年度の教育活動改善への取り組み、次年度の運営計画の策定に反映しやすい。

実施日程については、昨年度までの調査の結果から 2 泊 3 日が最も望ましいことが示されているが、今回のアンケートでも、1 日または 2 日の日程では学校を評価するには不適切であると感じる評価者が増加することが分かった。日程は、学校の負担、評価者の負担、得られる評価結果の質を考慮して決定される必要があり、特に、より客観的で信頼性の高い評価を行うためには、評価者が必要な情報を十分に収集するための日数の確保が課題となる。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

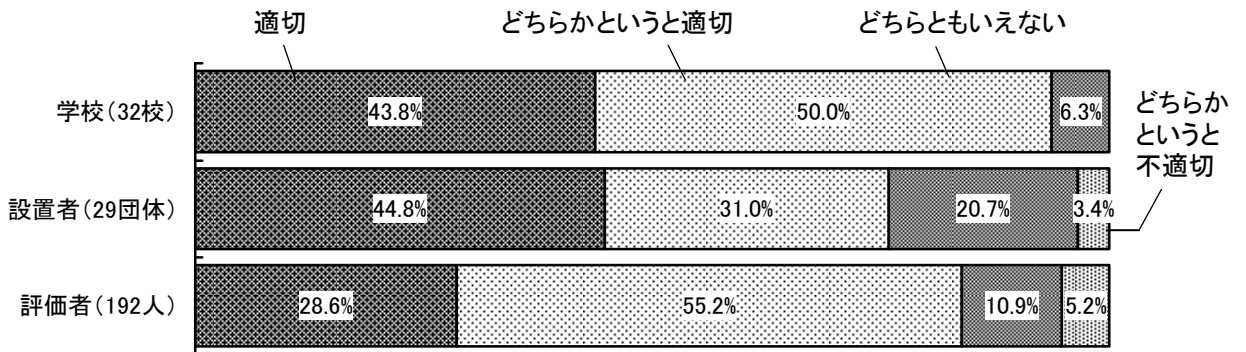
③ 評価項目等

③ 評価項目等

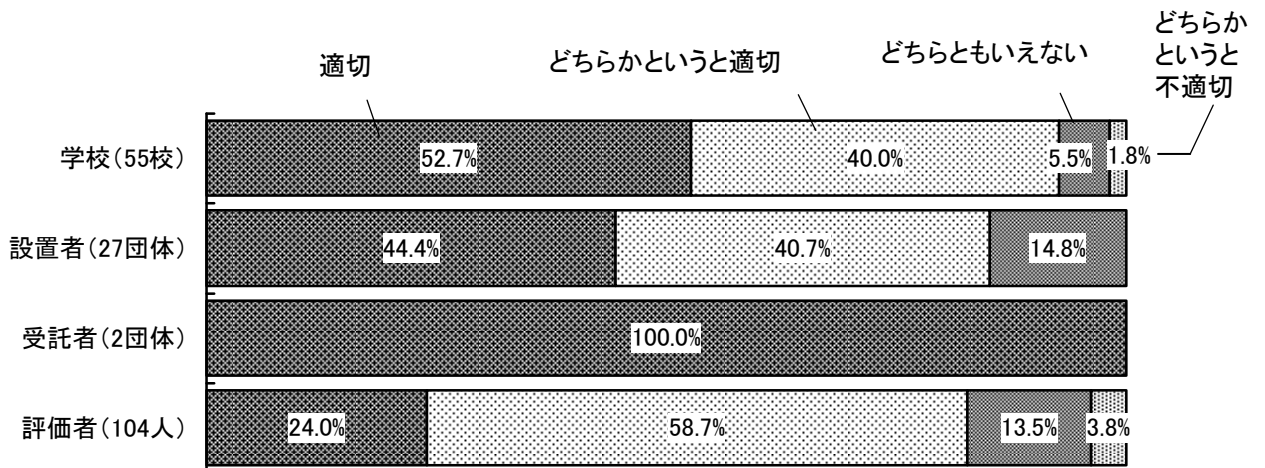
1) アンケート

評価項目は、学校を評価するものとして適切だったか

a) 国実施型



b) 地方実施型



II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

③ 評価項目等

評価項目の希望はどのような観点で選んだか(複数回答)

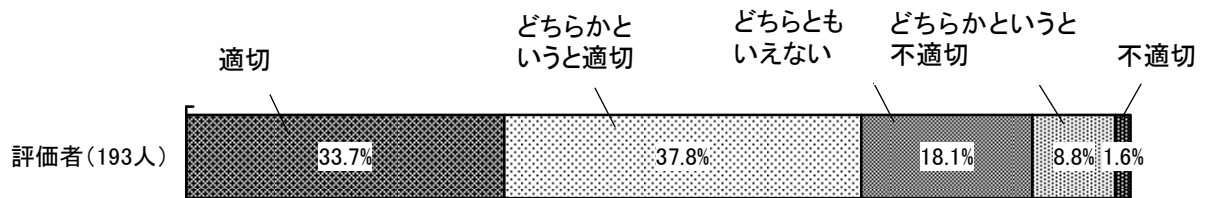
a) 国実施型

	回答数* 学校(32校)
A. 学校の重点目標に即して選んだ。	② 24
B. 学校運営全体の点検を目的として選んだ。	① 25
C. 設置者が設定した共通評価項目をもとに選んだ。	1
D. 取り組みが一定の成果を上げつつある項目を選んだ。	10
E. 取り組みに課題があると考えer項目を選んだ。	③ 20
F. 助言が必要だと考える項目を選んだ。	③ 20
G. 自己評価、学校関係者評価の評価項目と重なる項目を選んだ。	11
H. 自己評価、学校関係者評価の評価項目と異なる項目を選んだ。	0
I. その他	0

*回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数

評価項目の設定に学校が関わることについて

a) 国実施型



Ⅱ. 調査結果
 2. 第三者評価の在り方について
 (2) 評価の実施について
 ③ 評価項目等

文部科学省が示した評価項目以外に評価を実施したほうがよかったものがあったか

a) .国実施型



(アンケート結果の考察および分析)

▶評価項目は学校を評価するものとして適切だったかについて

設定された評価項目について、国実施型では、93.8%の学校、75.8%の設置者、83.8%の評価者が「適切」または「どちらかという適切」と回答している。地方実施型では、92.7%の学校、85.1%の設置者、すべての受託者、82.7%の評価者が「適切」または「どちらかという適切」と回答している。

▶評価項目を学校の希望に基づいて設定することについて

(評価項目の希望はどのような観点で選んだか)(評価項目の設定に学校がかかわることについて)

国実施型では、すべての学校で評価が行われる共通項目と、対象校の希望により選択が行われる選択項目を評価項目として設定した。

学校は、選択項目の設定に当たり、選択の観点として「学校運営全体の点検を目的として選んだ」をあげた回答が最も多く、次いで「学校の重点目標に即して選んだ」「取り組みに課題があると考える項目を選んだ」「助言が必要だと考える項目を選んだ」があげられている。

評価者は、学校の希望に基づいて評価項目が設定されることに対して、71.5%が「適切」または「どちらかという適切」と回答している。「不適切」または「どちらかという不適切」と回答した評価者は 10.4%であるが、その理由として、「共通項目をもう少し幅広く設定すべき」をあげた者が最も多く、このほかに「自信のある項目を選択、学校の都合が優先される、偏りがある」「改善すべき項目と評価項目とが一致しない可能性がある」が多くあげられている。

▶文部科学省が示した評価項目以外に評価を実施したほうがよかったものがあったか

国実施型の評価者の 20.8%が、文部科学省が示した評価項目以外に評価を実施したほうがよかったものが「あった」と回答している。評価が必要であった項目として、「授業の状況」「教育課程等の状況」「設置

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

③ 評価項目等

者との連携の状況(設置者の支援状況)」「施設の状況」が多くあげられている。前 2 者は、これらの項目を選択しなかった学校が存在することを示しているが、学校の教育活動の中心が教育課程や授業にあることを考えると、現在の選択項目の在り方に課題があることを示唆している。後 2 者は、いずれも設置者にかかわる評価項目であり、学校教育の質は教育行政にも深くかかわる問題であること、第三者評価は教育行政に対する評価でもあることを示している。

Ⅱ. 調査結果
2. 第三者評価の在り方について
(2) 評価の実施について
③ 評価項目等

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 効果や負担を勘案し、学校の重点目標を中心として評価項目を設定することが重要である。
- 校種の特色に応じた評価項目の検討が必要である。

(その他の少数意見)

- 学校の教育活動その他の学校運営の状況全般を対象とした評価を実施し、それが適切であったと判断している団体もあった。
- 評価項目のうち、財務面の監査については不要、もしくは慎重に対応すべきとの意見があった。
- 評価項目については設置者が設定すべきという意見があった。
- 評価項目と一致した調査実施の必要性についての指摘があった。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 自己評価との関係や、訪問日程を考慮して、評価項目の重点化は必要である。重点化に際しては、学校の重点目標だけでなく、設置者の重点施策との関連した共通項目を設定する必要がある。

(その他の少数意見)

- 国が実施主体となるのであれば、学校の教育活動その他の学校運営の状況全般に関する評価項目の設定が望ましい。
- 評価項目の重点化を行うのであれば、その内容に応じた専門性を有する評価者の選定が必要となるという指摘があった。

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

③ 評価項目等

4) 調査結果から得られる示唆

2. 第三者評価の在り方 (2) 評価の実施について ① 評価の実施の在り方の項でも述べたように、評価項目は、第三者評価の目的と深くかかわっており、「学校運営全般についての評価」なのか、「自己評価・学校関係者評価の検証のための重点的評価」なのかによって、設定の仕方も項目の内容も異なってくる。

今回の実地検証では、国実施型において、共通項目と選択項目について評価を行う方法が採用された。このように学校の重点目標や課題を考慮して評価項目を重点化する方法は、学校間の特長や実態の差異を評価に反映するとともに、限られた日程のなかで最大限実効性のある評価を行うためには、有用である。

ただし、重点化する場合、項目の設定に当たっては以下の点に留意が行われるべきである。第 1 に、学校全体の運営状況を把握するのに必要な共通項目を過不足なく設定すること、第 2 に、評価項目を重点化することで評価すべき項目が評価されず重要な課題を見逃してしまうことがないよう、学校運営の実態や課題等を十分検討したり、評価者が評価過程で必要と判断した項目は柔軟に追加できるようなしくみにすること、第 3 に、学校の希望だけにとらわれすぎず、設置者の重点施策に関連する項目等も必要に応じて含めることである(評価項目への学校種による配慮については「2. 第三者評価の在り方 (6) 学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮」を参照)。

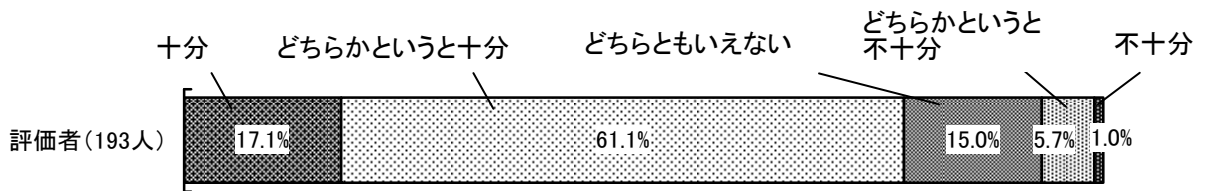
Ⅱ. 調査結果
 2. 第三者評価の在り方について
 (2) 評価の実施について
 ④ 評価手法

④ 評価手法

1) アンケート

事前に配布された資料から対象校についての情報が十分に得られたか

a) 国実施型



事前に配布された資料において不足していた情報

a) 国実施型

量的情報	数量化できる基本情報全般(欠席率、不登校率など)
	過去3年間の学力調査、全国模試結果、生徒の学習状況調査、(学年ごとの概況・学力調査結果、教科ごとの概況・学力調査結果のデータ)
質的情報	学校経営案
	学校の教育計画
	各種の全体計画
	自己評価書・学校関係者評価書および関連する資料
	生徒による授業評価シート、授業評価の結果
	校内研修テーマに関する資料(研修の内容や進捗状況)
	学校だより
HPの内容	
その他資料についての意見	情報の出し渋りが感じられた(要求しないと出てこない)
	資料の種類、量の精選が必要
	資料はあったが整理されていなかった
	資料の内容に偏りがあった
	事前記入シートの自己評価の具体的内容や根拠となる資料
	学校の基本的なプロフィール

Ⅱ. 調査結果

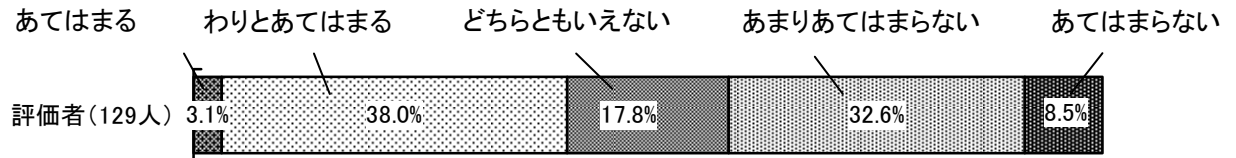
2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

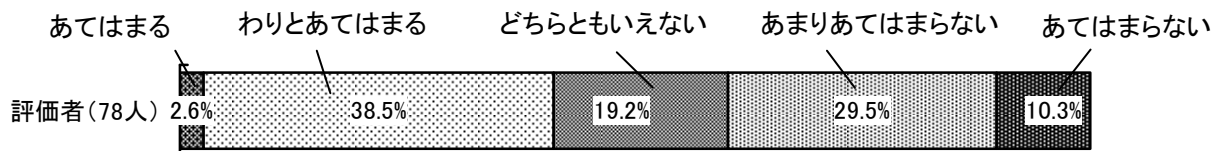
④ 評価手法

時間的制約のため、学校や児童生徒の様子を客観的に把握できなかった

a) 国実施型

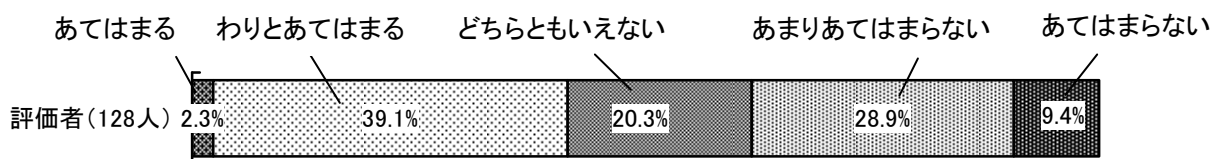


b) 地方実施型

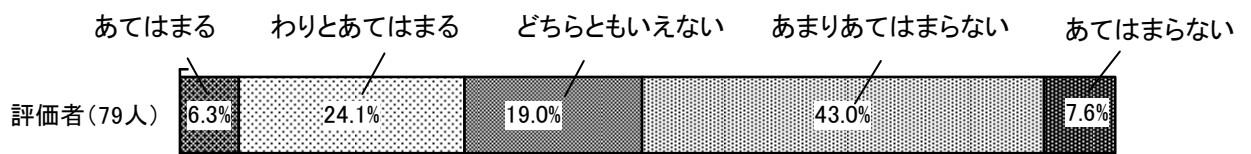


判断材料が不十分なため、学校や児童生徒の様子を客観的に把握できなかった

a) 国実施型



b) 地方実施型



Ⅱ. 調査結果

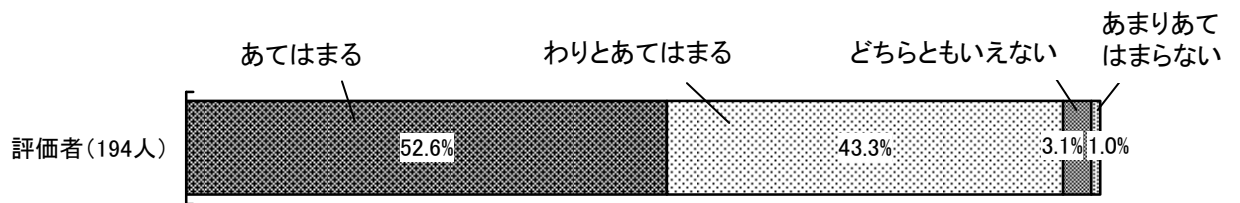
2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

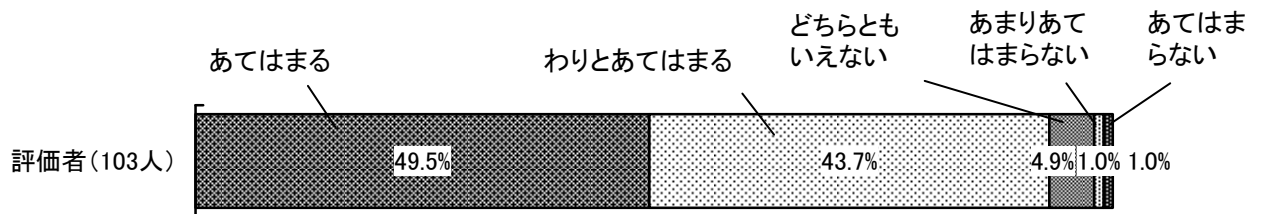
④ 評価手法

評価シート(報告書)の作成において、学校のよい点や努力についても記述した

a) 国実施型



b) 地方実施型



Ⅱ. 調査結果

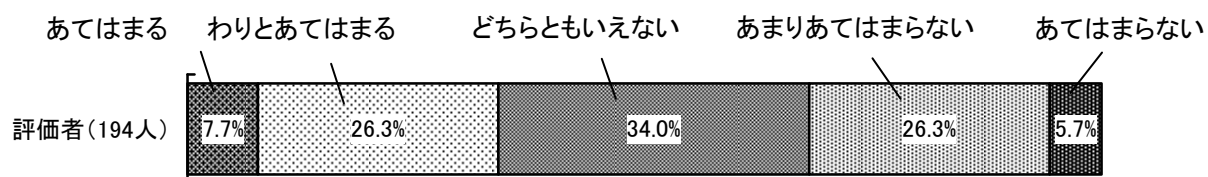
2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

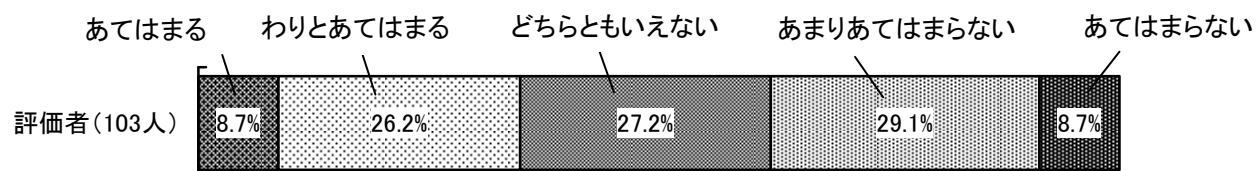
④ 評価手法

評価シート(報告書)の作成について、改善案の提示が難しかった

a) 国実施型



b) 地方実施型



II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

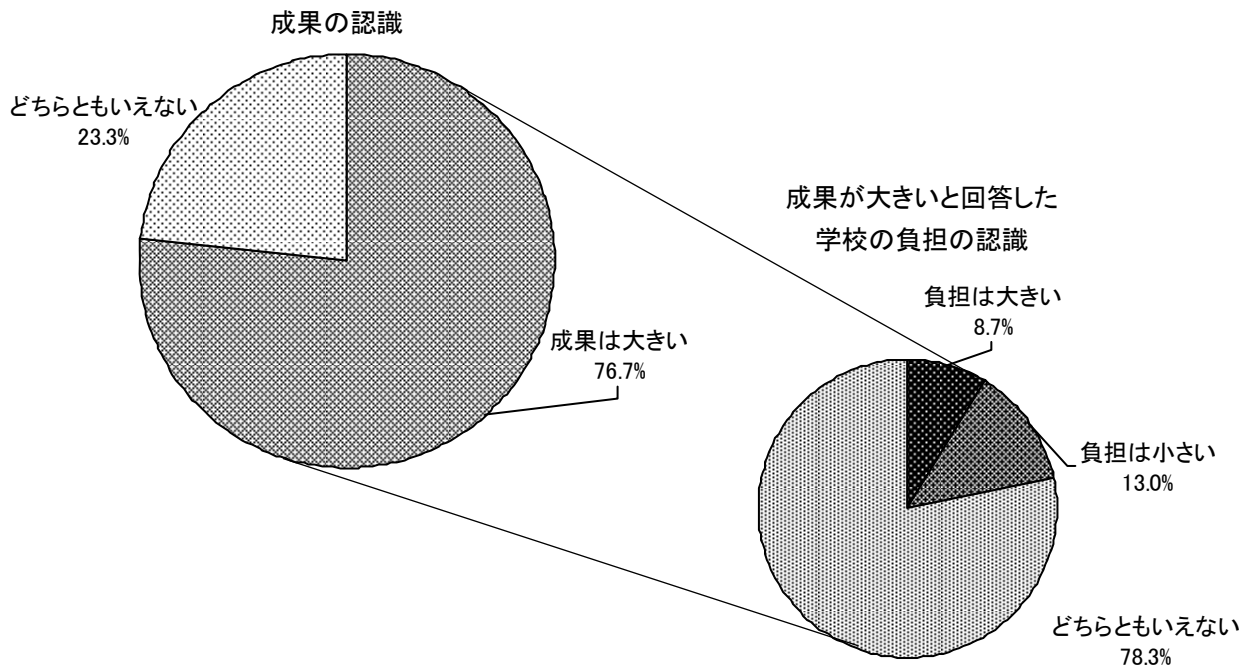
(2) 評価の実施について

④ 評価手法

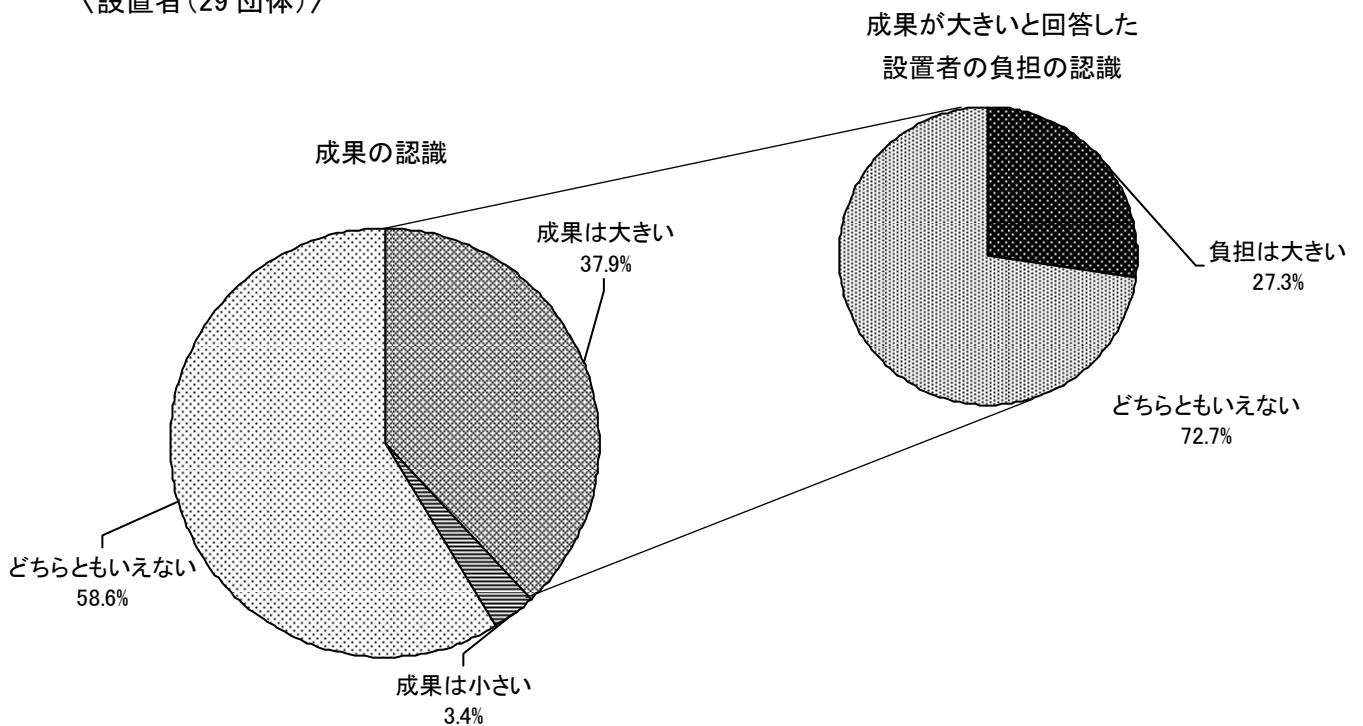
調査にかかる負担と得られた成果について

a) 国実施型

〈学校(30校)〉



〈設置者(29団体)〉



II. 調査結果

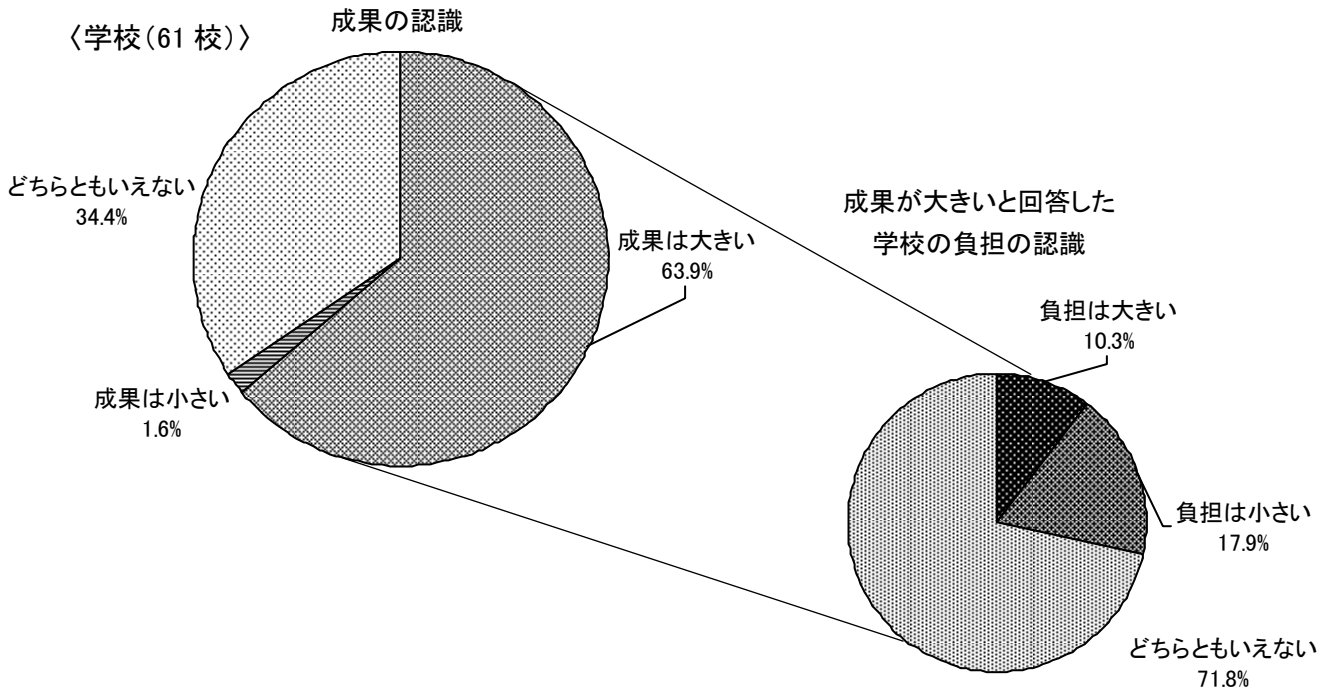
2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

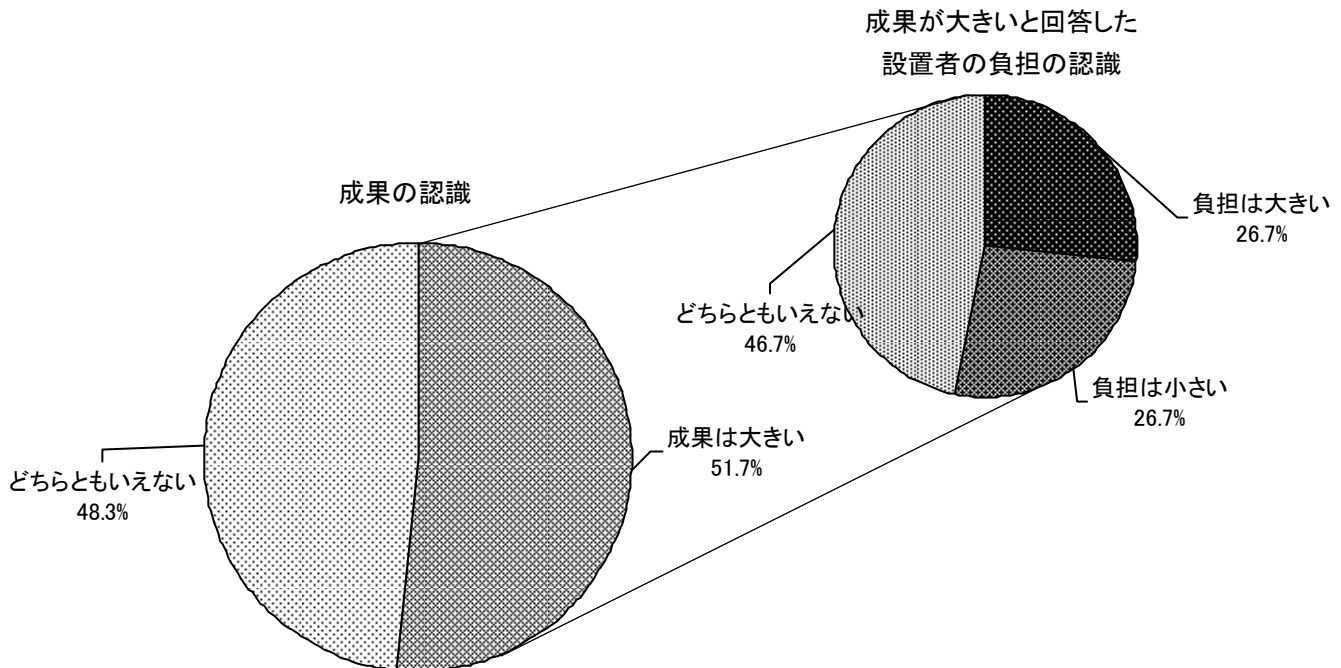
④ 評価手法

b) 地方実施型

〈学校(61校)〉



〈設置者(29団体)〉



Ⅱ. 調査結果
2. 第三者評価の在り方について
(2) 評価の実施について
④ 評価手法

(アンケート結果の考察および分析)

▶事前資料について(事前に配布された資料から対象校についての情報が十分に得られた)(事前に配布された資料において不足していた情報)

評価者に対して事前に配布された対象校についての資料から当該学校についての情報が十分に得られたと回答した評価者は、国実施型で「十分」または「どちらかという十分」を合わせて 78.2%であった。情報が十分に得られなかったと回答した評価者は、「不十分」「どちらかという不十分」を合わせて 6.7%であった。不足していた情報としては、欠席率、不登校率、学力調査の結果、全国模試の結果などの数量化できる基本情報、学校経営案や各種の全体計画、自己評価・学校関係者評価の結果やそれに関連する資料、研修の内容や進捗状況など校内研修に関する資料があげられている。

▶学校や児童生徒の状況を客観的に把握できたかについて(時間的制約のため、学校や児童生徒の様子を客観的に把握できなかった)(判断材料が不十分なため、学校や児童生徒の様子を客観的に把握できなかった)

客観的に把握できなかったと感じている評価者のうち、時間的な制約のため客観的な把握ができなかったと回答した評価者(「あてはまる」「わりとあてはまる」と回答した評価者)は、国実施型で 41.1%、地方実施型で 41.1%であった。また、判断材料が不十分であったと回答した評価者(「あてはまる」「わりとあてはまる」と回答した評価者)は、国実施型で 41.4%、地方実施型で 30.4%であった。

自由記述においては、評価を行ううえでの困難として、国実施型では「評価チーム内での意見交換や記録の整理を行うための時間が不十分であること」が、地方実施型では「日程が短く十分な情報を収集できなかったこと」あげられており、短い時間の中で情報を収集・整理し、限られた情報をもとに評価を行うことの難しさがうかがえる。

こうした困難をなくすためには、前述のように情報収集に必要な時間を確保することに加え、それぞれの評価者が収集した情報をもとに意見を交換し合い、情報の不十分な点を相互に補い合うことができるようなスケジュールの調整が必要であろう。

このほかに、「ヒアリングの時間が不十分である」「子どもの活動を観察したい」など必要なヒアリングや授業・活動観察の時間が十分でないことを述べた意見、限られた時間を有効に使うために「ヒアリングの対象を適切に選定すべきである」という意見も見られた。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

④ 評価手法

▶ 報告書(評価シート)の作成について

報告書(評価シート)の作成において、学校のよい点や努力についても記述した(「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答した評価者は、国実施型で 95.9%、地方実施型で 93.2%であった。評価者は、対象校の問題点や課題を指摘するだけでなく、対象校の努力やよい点、得られた成果等も積極的に記述しているといえる。

▶ 改善案の提示について

国実施型では 34.0%の評価者、地方実施型では 34.9%の評価者が改善案の提示が難しかった(「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答している。自由記述では、どのような点が難しかったかについて、「学校や地域の実情に応じた改善案を提示すること」「学校の実情が十分に把握できていない可能性があること」が多くあげられている。改善案提示の困難をなくすためには、「評価者としての経験を積む」など評価者の資質・能力の向上が必要であることがあげられているほか、「スケジュール・日程に十分な評価が行えるようにゆとりをもたせること」、特に、「学校の管理職との懇談や報告書の内容確認の時間の確保」「評価チーム内での意見交換の時間の確保」を望む意見が多く見られた。

改善案の提示が難しいと感じる背景には、短い調査期間で学校の状況を適切に把握することの難しさ、学校の背景を理解することの難しさがベースにあり、それが評価者に改善案を提案することを躊躇させていると考えられる。また、専門的知識を有しない評価者にとっては、改善案を考えること自体が困難であるという状況もある。

一方で、上記以外にも、報告書を受け取る学校側の姿勢や、学校やその他の学校関係者の受け止め方に不安を感じるという意見も見受けられる。

▶ 第三者評価の成果について

国実施型の学校の 76.7%、地方実施型の学校の 63.9%が、第三者評価を受けることの「成果は大きい」と回答している。「成果が大きい」と回答した学校のうち、「負担が大きい」と感じた学校の割合は、国実施型で 8.7%、地方実施型で 10.3%であり、概ねあまり大きくない負担の範囲内で成果が得られているといえる。

▶ 学校が最も負担に感じたことについて

国実施型の学校では「第三者評価当日の計画を立てること(学校のどこを見てもらうか、タイムスケジュールの調整)」「資料の作成」、地方実施型の学校では「資料の作成」「保護者等の人選と日程調整」が

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

④ 評価手法

あげられている。

一方、評価者が負担に感じていることとして、国実施型では「報告書作成の時間が少ない」「報告書(評価シート)をまとめること」、地方実施型では「報告書(評価シート)をまとめること」「強行スケジュールであったこと(時間的に余裕がない)」があげられている。

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(2) 評価の実施について

④ 評価手法

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 設置者、もしくは実施主体による評価対象校との事前打ち合わせが重要である。
- 評価者にとっても、学校にとっても、事前提出資料(事前記入シートや関係資料)の準備は重要である。学校についての共通理解を深めるとともに、評価者がヒアリングや観察を行うにあたっての焦点化を図ることができる。
- 学校の状況をとらえるためには、学校事務員、栄養士・栄養教諭、養護教諭、学校関係者評価委員など、多様な対象からのインタビューが必要である。

(その他の少数意見)

- 学校訪問を円滑に受け入れるためには、学校が教職員や児童生徒にスケジュールを伝達しておくことが効果的である。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 訪問時には、十分な授業観察や、より多くの教職員へのインタビューの実施が望まれている。
- 訪問を終了する前に学校長との懇談の時間をとり、結果の概要の説明と、改善案についての助言を行うことが必要であるという意見があった。
- 第三者評価の実施にあたり、保護者や地域住民を対象としたインタビューを行う際には、その目的や結果の活用について、わかりやすく説明する必要がある。

Ⅱ. 調査結果
2. 第三者評価の在り方について
(2) 評価の実施について
④ 評価手法

4) 調査結果から得られる示唆

調査結果からは、第三者評価の成果は大きいと考えられていることがわかる。負担については、得られる成果と比較すると小さいと認識されているが、評価手法について以下の点に配慮することにより、さらに負担感を減ずることが可能である。

【事前資料の準備】

事前提出資料(事前記入シートや関係資料)の準備は、学校運営の見直しにつながるため、学校にとっても重要なプロセスである。評価委員にとっては、事前提出資料によって、学校についての理解を深めるとともに、ヒアリングや観察を行うにあたっての視点の焦点化を図ることができるという利点がある。

また、既存の資料をできるだけ活用するのはもちろんのこと、学校は定量的なデータを自己評価の段階から集約しておくようにし、評価者が検討するための時間が十分にとれるようなものは速やかに提出することが必要である。

【スケジュールの調整】

評価項目に応じた情報を収集するための時間の確保を図る。授業観察、ヒアリングの時間を十分に取るとともに、ヒアリング対象については、どのような情報が必要かに応じて適切に選定する。

評価が効率的・効果的に実施されるよう、スケジュールについて学校と事前の打ち合わせを行うことが必要である。

事実の誤認をなくすとともに、第三者評価の結果が学校にとってより有用なものとなるためには、評価終了時あるいは評価後早い段階で、結果の概要について校長に説明し、改善案について意見交換を行う懇談の場を設ける必要がある。

【報告書の作成】

報告書は、第三者評価の最も重要な部分である。信頼性の高い報告書を作成するためには、評価者が、収集した情報を検討・考察し、納得した内容を記述できるよう、作成のための時間を十分に確保することが必要である。

ただし、対象校の改善に寄与するためには、作成にかかる時間をできるだけ短縮し、評価終了後速やかに対象校に送付することが必要である。

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

① 評価者の在り方

(3) 評価者について

① 評価者の在り方

1) アンケート

評価者の選定に際して重視した点は何か

a) 地方実施型

評価者の選定に際して重視した点*	設置者 (7 団体)	受託者 (7 団体)
A. 専門分野	① 32	① 31
B. 経歴・業績	② 27	② 24
C. 年齢	1	1
D. 居住地域	9	9
E. 第三者性	17	③ 22
F. 現在の職業・肩書	③ 18	9
G. 情報機器やネットワークを使いこなす能力	0	0
H. その他	0	0

*順位をポイント(1位を5ポイント、2位を4ポイント、3位を3ポイント、4位を2ポイント、5位を1ポイント)に置き換え、選択肢ごとにポイントを積算/○数字は、ポイント合計の順位

リーダーの選定に際して重視した点は何か

a) 地方実施型

リーダーの選定に際して重視した点*	設置者 (7 団体)	受託者 (7 団体)
A. 専門分野	① 24	① 25
B. 経歴・業績	② 21	② 20
C. 識見・人柄	② 21	③ 14
D. 年齢	4	1
E. 居住地域	0	4
F. 第三者性	2	6
G. 現在の職業・肩書	10	12
H. 第三者評価の経験	13	13
I. その他	0	0

*順位をポイント(1位を5ポイント、2位を4ポイント、3位を3ポイント、4位を2ポイント、5位を1ポイント)に置き換え、選択肢ごとにポイントを積算/○数字は、ポイント合計の順位

Ⅱ. 調査結果
2. 第三者評価の在り方について
(3) 評価者について
① 評価者の在り方

(アンケート結果の考察および分析)

▶ 評価者及びリーダーに必要とされる資質(評価者の選定に際して重視した点は何か)(リーダーの選定に際して重視した点は何か)

評価者の選定に際し、最も重視されているのは「専門分野」であり、次いで「経歴・業績」である。リーダーは、これらに加えてさらに「識見・人柄」や「第三者評価の経験」が重視されている。

自由記述では、チームの構成について、研究者、現場経験者、当該地域の教育についての知識を有する者等をバランスよく配置することの必要性についての意見が見られた。

このほか、保護者や地域住民等から選定された評価者からは、学校教育についての専門的知識が不足しており、第三者評価の評価者としての活動が困難であったとの意見もあった。

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 評価対象校数や校種、規模、課題に応じて、必要な評価委員の人数を確保する必要がある。
- 多様な視点、専門性、客観性を確保するために、学校経営や教育活動に専門性を有し、評価対象校に直接かかわりのない評価者を選定する必要がある。
- 具体的には、学識経験者、校長経験者、指導主事およびその経験者、民間の研究機関の研究者、民間企業のコンサルタント、保護者などにより、バランスのとれた評価チームを編成する必要がある。
- 校種によって評価者に求められる専門性が異なることを踏まえ、学校種に応じた評価者の資質を判断する基準を明確にするとともに、例えば工業高校の進路指導の状況を評価するために、地元企業の人事担当者を評価チームに加えるなど、評価者の柔軟な選定を可能にする仕組みづくりが求められる。
- 地域の実情を踏まえた実効性のある第三者評価を実施していくために、地域をよく知っている者を評価委員あるいは事務局の一員として加えるとよい。

(その他の少数意見)

- 評価者には、目的に合致した評価の実施(そのための手法の理解)、専門性的良心に従い、妥協や迎合をしないという倫理的態度の保持、評価チーム内でお互いの強みや専門性を理解・尊重しあう姿勢などが求められるという意見があった。

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

① 評価者の在り方

- 評価チームの人数は3人以上、4人いれば、2名ずつに分かれてヒアリングが可能。
- 校長経験者などは、選定の仕方、訪問する学校によって、第三者性の担保に課題が残る場合がある。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 評価者の専門性、具体的には、学校現場についての理解がある、学校経営についての知識がある、改善の視点を示すことができる能力や経験を有していることなどが重視される。
- 評価チームを編成する際には、評価委員の専門性のバランスをとるとともに、当該地域の教育について理解があるものを加えるなどの配慮が必要である。

4) 調査結果から得られる示唆

評価者に最も求められるのは、学校経営や教育活動に関する専門性である。大学の研究者や校長・指導主事経験者など、学校現場についての理解がある者、学校経営についての経験や知識がある者、改善の視点を示すことができる能力や経験を有している者が望ましい。

このほか、組織経営に関する知識や経験を有する民間研究機関の研究者、民間企業のコンサルタント等を評価者として選定することも考えられる。

地域の実情に応じた評価を実施するためには、当該地域の教育についての知識を有する者をチームに含めることが考えられるが、第三者性には十分な留意が必要である。こうした者を、評価者ではなく事務局としてチームに含めることも選択肢の一つとして考慮されてよい。

保護者や地域住民の視点を評価に取り入れるという目的から、保護者等の学校関係者を評価者として選定することも考えられるが、この場合、教育に関する専門的知識については不十分な面があるため、研修等の実施により適切な能力を養成する必要がある。

第三者性を担保する観点から、評価対象校に直接かかわりのない評価者を選定する必要がある。校長経験者を評価者として選定する場合、当該地域の教育についての知識を有する者を評価者として選定する場合は、注意が必要である。

多様な視点、専門性、客観性を確保するために、バランスのとれた評価チームの編成が必要である。特

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

① 評価者の在り方

に、重点化された評価項目に応じて、当該分野における専門性を有する者をチームに含めることが望まれる。ただし、必要な専門性を有した評価者の確保という点では課題が残る。

評価者が保持すべき姿勢としては、専門性的良心に従い、妥協や迎合をしないという倫理的態度、評価チーム内で相互の専門性を理解・尊重しあう姿勢などが求められる。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

②実施者との関係

② 実施者との関係

1) アンケート

該当する質問項目なし

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 評価者は、設置者の意図を汲み、適切な意志疎通ができる一方で、設置者の意のままにならないよう第三者としての立場を維持することが重要である。

(その他の少数意見)

- 設置者が選定する際、全くの第三者を選定することは難しいのではないかという意見があった。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 評価の信頼性、公正性を確保するためには、設置者と直接関係をもたないことが必要である。
- 第三者性は必要であるが、地域の教育に対する理解のある人が望ましい。

(その他の少数意見)

- 評価者を確保するためには、設置者と何らかのつながりを持っている人を選ぶことは避けられないという意見があった。

4) 調査結果から得られる示唆

評価の信頼性、公正性を確保するためには、評価者には、対象校や設置者と直接の関係を有さない第三者であることが求められる。しかし、設置者が評価者を選定する場合、評価者確保が容易でない現状に鑑みると、設置者とまったく関係を有さない者のみを選定することは困難である。

評価者が設置者と何らかの関係を有している場合にも、評価者は設置者と適切な距離をとり、評価者としての良心と倫理観に基づいて評価を行うことが必要である。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

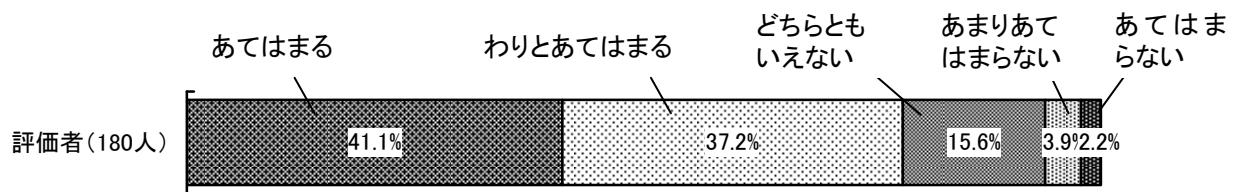
③ 評価者の確保

③ 評価者の確保

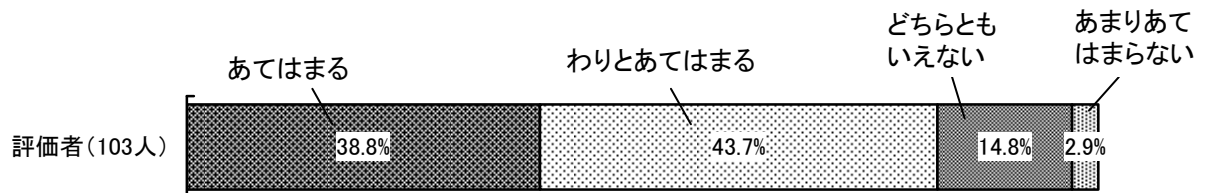
1) アンケート

評価者に対する研修は役立った

a) 国実施型



b) 地方実施型



II. 調査結果

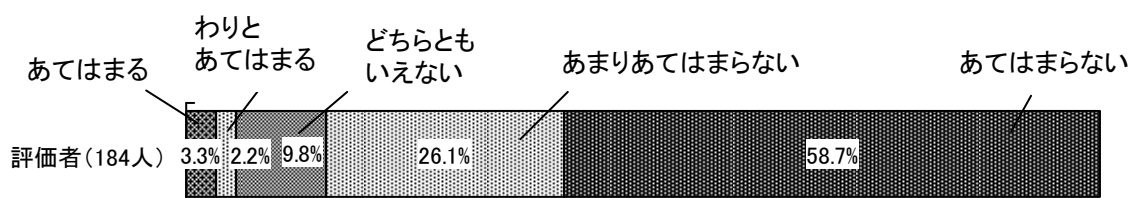
2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

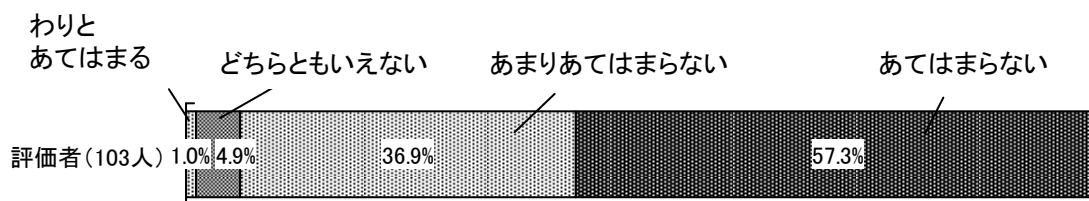
③ 評価者の確保

評価者に対する研修は必要ないと感じた

a) 国実施型



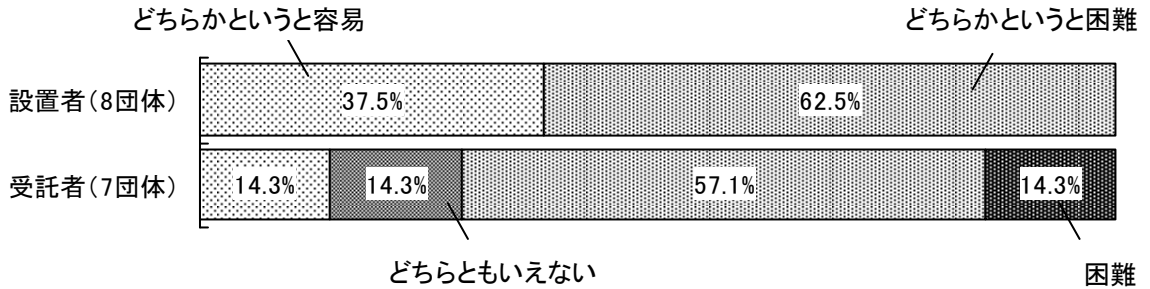
b) 地方実施型



Ⅱ. 調査結果
 2. 第三者評価の在り方について
 (3) 評価者について
 ③ 評価者の確保

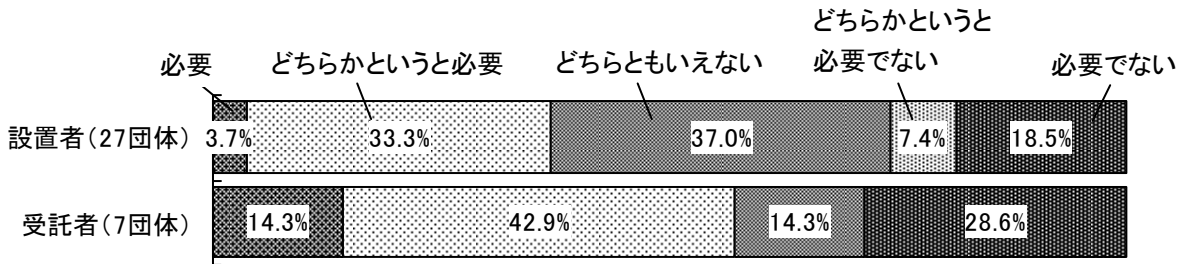
評価者の選定・確保は容易だったか

b) 地方実施型



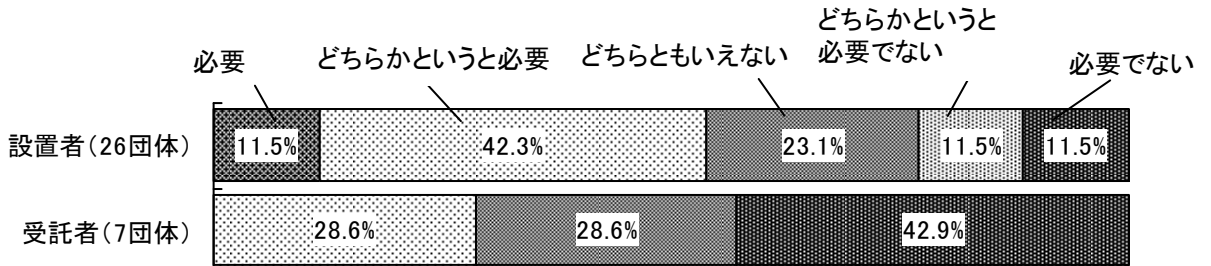
大学・大学院(専門職大学院を含む)等での評価者の育成の必要性について

b) 地方実施型



評価者の資格・認証制度の必要性について

b) 地方実施型



II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

③ 評価者の確保

(アンケート結果の考察および分析)

▶研修は役立ったか(評価者に対する研修は役立った)(評価者に対する研修は必要ないと感じた)

国実施型で 78.3%、地方実施型で 82.5%の評価者が、研修は役立った(「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答しており、国実施型では 84.8%、地方実施型では 94.2%の評価者が研修の必要性を感じている(「あてはまらない」または「あまりあてはまらない」)。自由記述では、研修が不十分だったと思う内容として、「実際の場面を想定した実践的な演習」や「評価基準についての研修」があげられていた。また、未経験者に対する研修は、他の評価者とは別に丁寧に行う必要があることも指摘されている。

▶評価者の選定・確保について(評価者の選定・確保は容易だった)(大学・大学院等での評価者の育成の必要性について)

地方実施型で評価者の選定・確保を行った設置者の 62.5%、受託者の 71.4%が困難であった(「困難」または「どちらかという困難」と回答している)。

評価者確保のための大学や大学院での評価者養成については、地方実施型で評価者の選定・確保を行った設置者の 37.0%、受託者の 57.2%が必要である(「必要」または「どちらかという必要」と回答している)。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

③ 評価者の確保

▶ 報告書作成に関する回答と評価者の属性の関係について

以下の表は、報告書作成に関する各問に対する回答について、評価者の属性による差が見られるかどうかを分析した結果である。国実施型においては、「よい点についても記述した」という問で、地方実施型においては、「課題を指摘するのが難しかった」および「改善策の提示が難しかった」という問で属性による差が見られる。

表：報告書作成の各問に対する回答についての属性による差(Kruskal-Wallis 検定)

設 問	漸近有意確率*	
	国実施型	地方実施型
特に困難はない	0.062	0.358
文章表現に気を遣った	0.747	0.631
よい点についても記述した	0.032	0.896
課題を指摘した	0.189	0.942
課題を指摘するのは難しかった	0.346	0.016
教科の根拠を述べた	0.057	0.274
専門的視点からの分析を述べた	0.239	0.116
改善提案や助言を示した	0.582	0.455
改善策の提示が難しかった	0.084	0.008
改善策を提示するのは重荷である	0.437	0.158

* 漸近有意確率が 0.05 以下の場合、差があると考えられる。

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

③ 評価者の確保

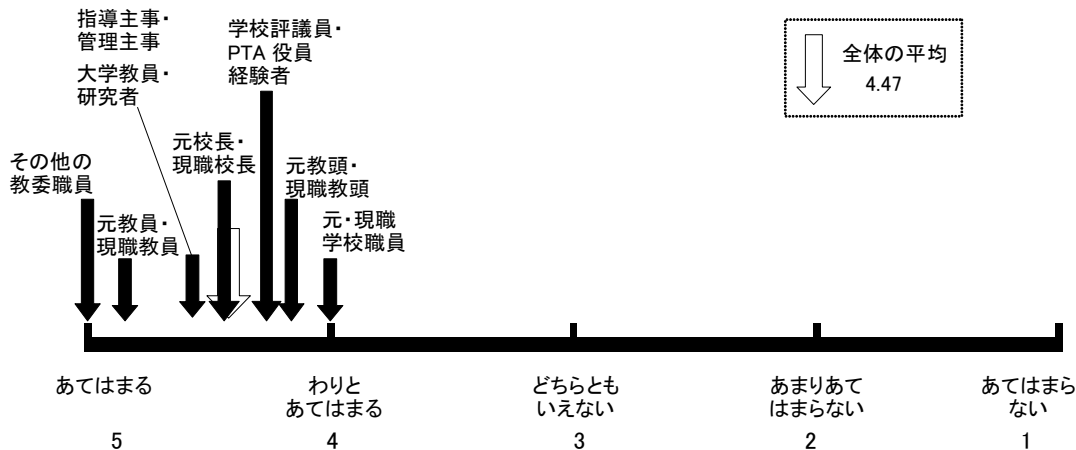
それぞれの問に対する回答の分布を見てみると、国実施型では、「よい点についても記述した」という問に対し、ほとんどの評価者が「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答しているが、元教頭・現職教頭、元・現職学校職員、学校評議員・PTA 役員経験者で「あてはまる」と考える評価者が少なく、その他の教委職員、元教員・現職教員で「あてはまる」と考える評価者が多い。

表:「よい点についても記述した」に対する回答の分布(国実施型)

	あてはまる	わりとあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	平均値*
元校長・現職校長(N=97)	53.6%	42.3%	3.1%	1.0%	0.0%	4.48
元教頭・現職教頭(N=6)	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.17
指導主事・管理主事(N=40)	57.5%	37.5%	5.0%	0.0%	0.0%	4.52
元教員・現職教員(N=5)	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.80
その他の教委職員(N=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.00
元・現職学校職員(N=7)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.00
学校評議員・PTA 役員経験者(N=9)	33.3%	55.6%	11.1%	0.0%	0.0%	4.22
大学教員・研究者(N=21)	61.9%	33.3%	0.0%	4.8%	0.0%	4.52

*あてはまる 5、わりとあてはまる 4、どちらともいえない 3、あまりあてはまらない 2、あてはまらない 1 としたときの平均値。

図: 各属性の回答の平均値



II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

③ 評価者の確保

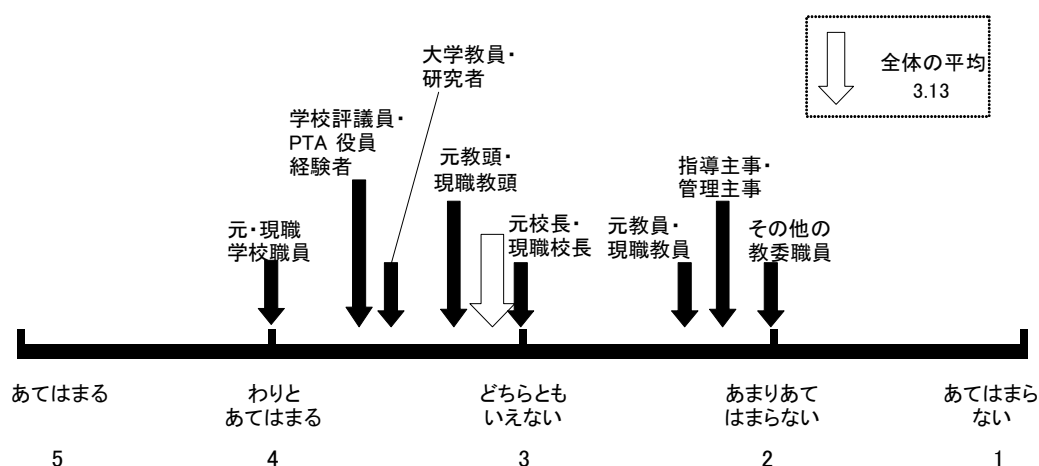
地方実施型においては、「課題を指摘するのが難しかった」という問いに対しては、元・現職学校職員、学校評議員・PTA 役員経験者、大学教員・研究者で「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答した評価者が多い。一方、指導主事・管理主事、元教員・現職教員、その他の教委職員で「あてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した評価者が多い。

表:「課題を指摘するのが難しかった」に対する回答の分布(地方実施型)

	あてはまる	わりとあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	平均値*
元校長・現職校長(N=49)	6.1%	28.6%	32.7%	24.5%	8.2%	3.00
元教頭・現職教頭(N=4)	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%	3.25
指導主事・管理主事(N=5)	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	20.0%	2.20
元教員・現職教員(N=3)	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	2.33
その他の教委職員(N=2)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	2.00
元・現職学校職員(N=1)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.00
学校評議員・PTA 役員経験者(N=17)	11.8%	52.9%	23.5%	11.8%	0.0%	3.65
大学教員・研究者(N=17)	23.5%	35.3%	17.6%	17.6%	5.9%	3.53

*あてはまる 5、わりとあてはまる 4、どちらともいえない 3、あまりあてはまらない 2、あてはまらない 1 としたときの平均値。

図: 各属性の回答の平均値



II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

③ 評価者の確保

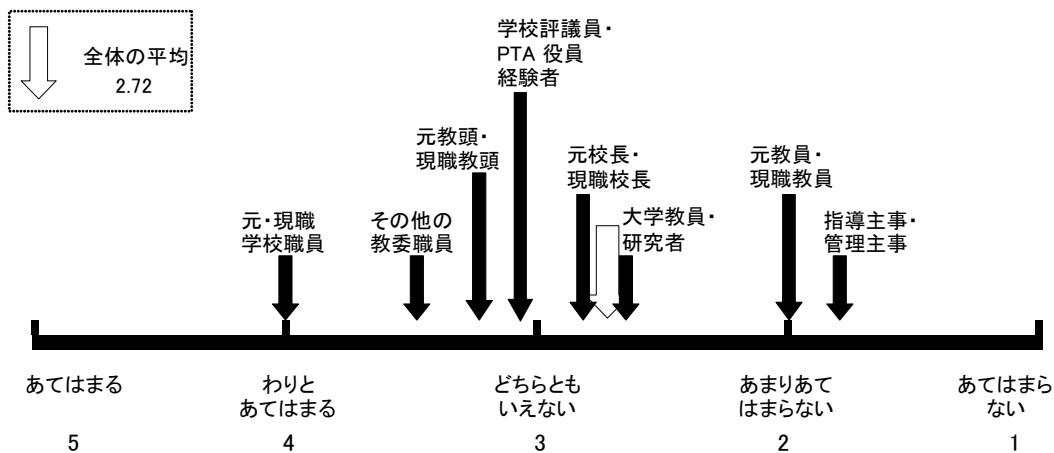
また、地方実施型で「改善策の提示が難しかった」という問に対しては、その他の教委職員、元・現職学校職員で「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答した評価者が多く、指導主事・管理主事、元教員・現職教員で「あてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した評価者が多い。

表: 「改善策の提示が難しかった」に対する回答の分布(地方実施型)

	あてはまる	わりとあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	平均値*
元校長・現職校長(N=49)	10.2%	18.4%	26.5%	36.7%	8.2%	2.78
元教頭・現職教頭(N=4)	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	3.25
指導主事・管理主事(N=5)	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	1.80
元教員・現職教員(N=3)	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	2.00
その他の教委職員(N=2)	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	3.50
元・現職学校職員(N=1)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.00
学校評議員・PTA 役員経験者(N=17)	17.6%	47.1%	23.5%	11.8%	0.0%	3.06
大学教員・研究者(N=17)	5.9%	35.3%	29.4%	23.5%	5.9%	2.59

*あてはまる 5、わりとあてはまる 4、どちらともいえない 3、あまりあてはまらない 2、あてはまらない 1 としたときの平均値。

図: 各属性の回答の平均値



その他の問では、属性による差は見られなかった。

Ⅱ. 調査結果
 2. 第三者評価の在り方について
 (3) 評価者について
 ③ 評価者の確保

以上より、今回の調査研究では、特に「学校職員」や「その他の教委職員」、「学校評議員・PTA 役員経験者」が他の属性の評価者よりも報告書の記述に関して困難を感じている可能性を指摘できる。評価者の選定、研修・育成にあたっては、これらのことを考慮する必要がある。

課題の指摘や改善策の提示は、今回の実地検証では、第三者評価の中心的な部分として非常に重要であると認識されていることがアンケートから示されているが、課題の指摘や改善策の提示を行うためには、特に専門的知識が必要であると考えられる。したがって、改善策の提示の困難を克服するためには、評価者を選定する際にできる限り専門的知識を有している者を選定の対象とすること、きめ細やかで実践的な研修を実施することにより、評価に関する専門的知識を補うこと、専門性を考慮したバランスの取れたチーム編成を行うこと等の方策を講じる必要がある。

▶ 報告書作成に関する回答と評価者の経験年数および総訪問校数の関係について

以下は、評価者としての経験年数および総訪問校数と回答の関係を相関係数で表したものである。

国実施型において「文章表現に気を遣った」が総訪問校数と中程度の相関をもつ以外は、経験年数や総訪問校数との相関は見られない。国実施型の「文章表現に気を遣った」という問に対して、総訪問校数が多いほど「あてはまる」と考える評価者が多い。このことは、訪問校数が増えるにつれて、評価を受ける学校にとってより有益で受け入れやすい表現をすることにより、第三者評価が学校改善につながるように意図して報告書を作成するようになることを示していると考えられる。

表：評価者としての経験年数および総訪問校数と各問に対する回答の関係(国実施型)

問	相関係数	
	経験年数	総訪問校数
特に困難はない	-0.022	0.008
文章表現に気を遣った	0.008	0.403**
よい点についても記述した	0.044	-0.186**
課題を指摘した	0.079	-0.006
課題を指摘するのは難しかった	-0.049	-0.038
教科の根拠を述べた	0.061	-0.013
専門的視点からの分析を述べた	-0.064	-0.013
改善提案や助言を示した	0.054	-0.019
改善策の提示が難しかった	0.031	-0.037
改善策を提示するのは重荷である	-0.040	0.158*

*相関係数は 5%水準で有意(両側)。 **相関係数は 1% 水準で有意(両側)。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

③ 評価者の確保

表: 評価者としての経験年数および総訪問校数と各問に対する回答の関係(地方実施型)

問	相関係数	
	経験年数	総訪問校数
特に困難はない	-0.008	-0.054
文章表現に気を遣った	0.044	0.114
よい点についても記述した	0.025	0.129
課題を指摘した	0.174	0.153
課題を指摘するのは難しかった	0.117	0.097
教科の根拠を述べた	0.077	0.153
専門的視点からの分析を述べた	0.211*	0.047
改善提案や助言を示した	0.222*	-0.028
改善策の提示が難しかった	0.074	-0.140
改善策を提示するのは重荷である	0.012	0.087

*相関係数は 5%水準で有意(両側)。

以上より、報告書の作成に関して、評価者としての経験年数や訪問校数等の経験による差異はほとんどないことがわかった。このことは、評価者が経験のあまりない段階から責任感を持って報告書の作成に当たっていること、経験を積んでも慎重に言葉を吟味して報告書を記述しようと努力していることを示していると考えられる。自由記述の内容からも、報告書の作成の難しさに対しては、評価期間の短さや、情報の不十分さ、学校への心遣いなど多くの条件が影響を及ぼすことが明らかになっており、必ずしも経験の積み重ねが困難を軽減するとは限らない。したがって、実際の報告書を、「どのような点が困難で、その困難に対していかなる工夫をし、どのような報告書が完成したか」の事例として蓄積し、研修で分析することによって評価者が報告書作成に関する情報やノウハウを共有できるようにする必要がある。

なお、アンケートにおいては、国実施型、地方実施型ともに、8割以上の評価者が「経験が増えるにしたがって、評価が適切に行えると感じるようになった」「経験が増えるに従って、手際よく評価できるようになった」と感じていることが示されており、評価者としての経験を積むことが実際の評価活動の適切性や効率の向上に役立っていると認識されている。

▶ 評価者の資格・認証制度について

また、評価書の資格・認証制度についても、地方実施型で評価者の選定・確保を行った設置者の53.8%、受託者の28.6%が必要である(「必要」または「どちらかという必要」と回答している)。

Ⅱ. 調査結果
2. 第三者評価の在り方について
(3) 評価者について
③ 評価者の確保

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 評価者の確保について、国や都道府県(あるいは近隣の都道府県)で適切な人材を登録する仕組み、情報を共有する仕組みを構築することが重要である。
- 第三者評価自体が十分に理解されていない現状では、国で研修会を開催することが望ましい。
- 特に評価チームで重要な役割を果たすリーダーの養成を国に期待する意見もあった。

(その他の少数意見)

- 退職校長が新たな知見を学ぶ研修や認定の機会を設けることが実質的な確保につながるのではないかという意見があった。
- 評価者の認証については、その必要性を指摘する意見もある一方で、その厳格な運用は評価者確保、第三者評価の実施に支障をきたすとの意見もあった。
- 評価者の確保という点では、学校関係者評価についても課題であり、段階的な第三者評価を導入することで解消される課題とは考えられないという意見があった。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 都市部では比較的容易であるが、地方では設置者が独自で確保することは困難である。
- 都道府県や国などが、評価者の確保や選定について支援することが必要である。
- 学校数が多いため、複数年サイクルで評価対象校を選定する場合でも、専門家の確保は難しい。

(その他の少数意見)

- 国の認証制度があれば、評価者、評価結果に対する信頼性が増すという指摘があった。

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(3) 評価者について

③ 評価者の確保

4) 調査結果から得られる示唆

数多くの大学が立地する地域では評価者の確保は比較的容易であるが、それ以外の地域では、評価者の確保に苦心していることがうかがえる。第三者評価の実施が拡大すれば、評価者の確保は全国的に深刻な問題となると考えられる。

評価者についての国の認証制度等は、評価者、評価結果に対する信頼性を増すためには有用であるが、こうした制度が評価者の確保を制限する可能性もある。

資質・能力の高い評価者を確保するためには、評価者の養成という視点も重要であり、退職校長に対する研修や大学・大学院での評価者の養成などさまざまな方法を駆使する必要がある。

また、評価者の資質・能力の向上、新たな評価者の養成の両方の視点から、研修は大きな意義を有しているといえる。第三者評価を含めた学校評価に対する理解を深め、評価者としての態度や姿勢を学ぶとともに、評価に必要となる具体的な技能をワークショップやロールプレイング等を通じて、実践的に身につける必要がある。特に実践的な演習は有用であると考えられる。

評価者の選定・確保に関しては、研修の実施、評価者の登録制度(データベース)の構築、選定に関する支援など、国や都道府県に期待される役割は大きい(「2. 第三者評価の在り方 (5)国、都道府県、市町村の役割分担」を参照)。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

① 評価結果の取りまとめ

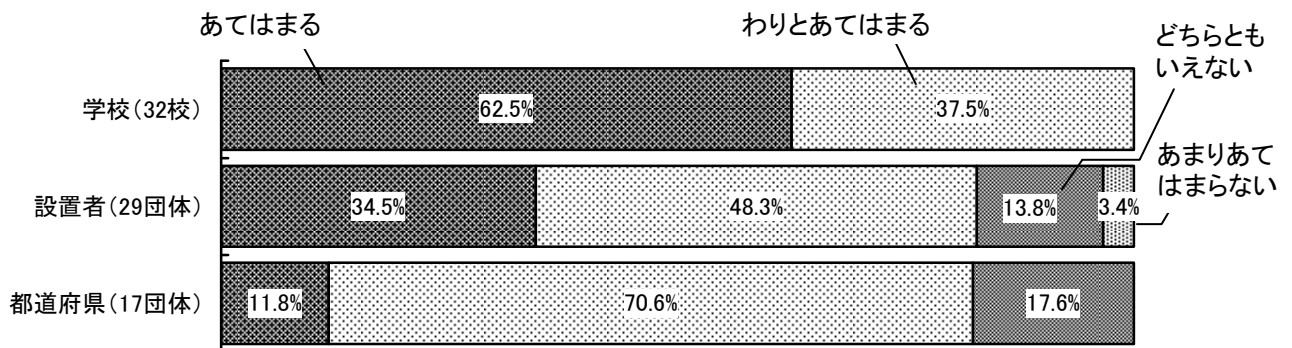
(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

① 評価結果の取りまとめ

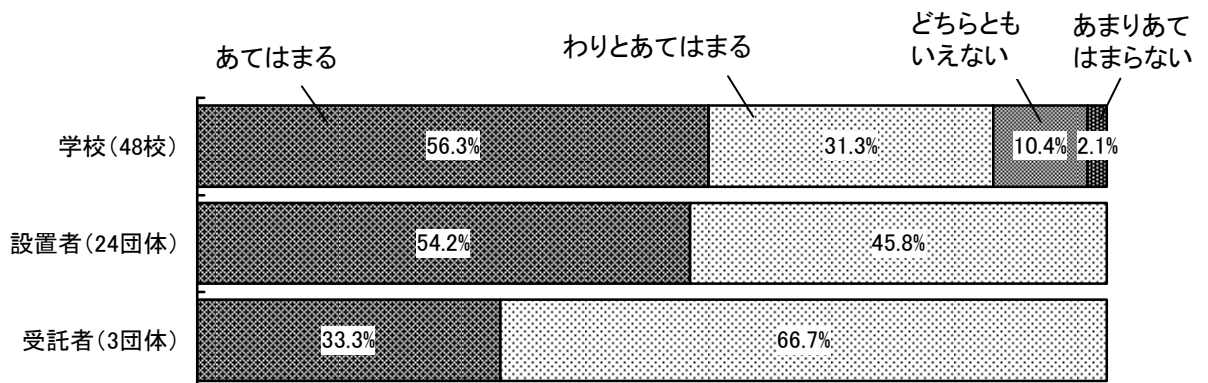
1) アンケート

報告書の内容は納得できるものであった

a) 国実施型



b) 地方実施型



II. 調査結果

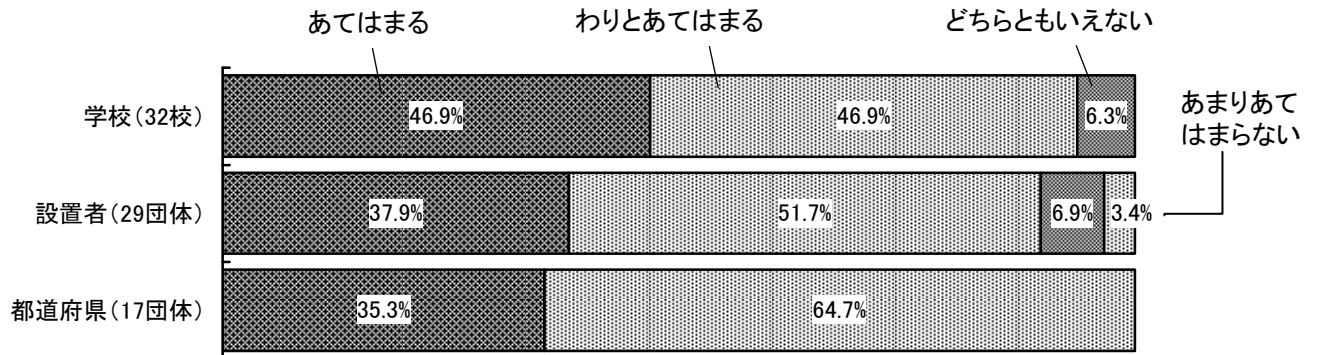
2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

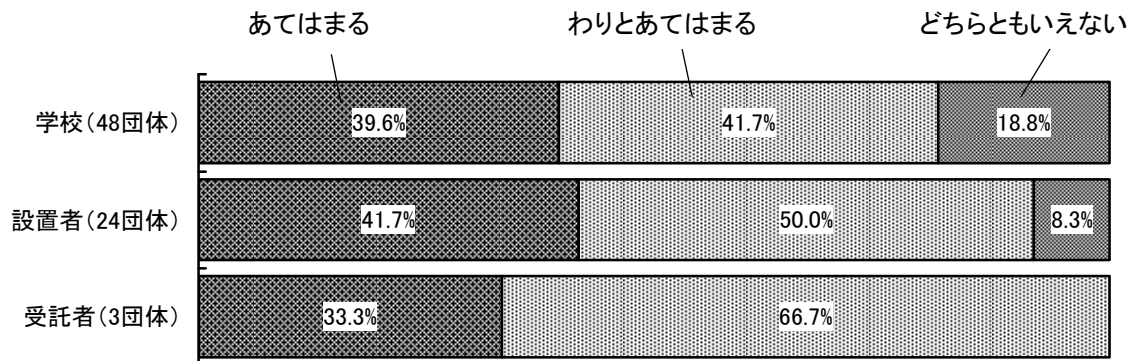
① 評価結果の取りまとめ

報告書には、評価の根拠となる客観的事実が明確に述べられていた

a) 国実施型



b) 地方実施型



Ⅱ. 調査結果

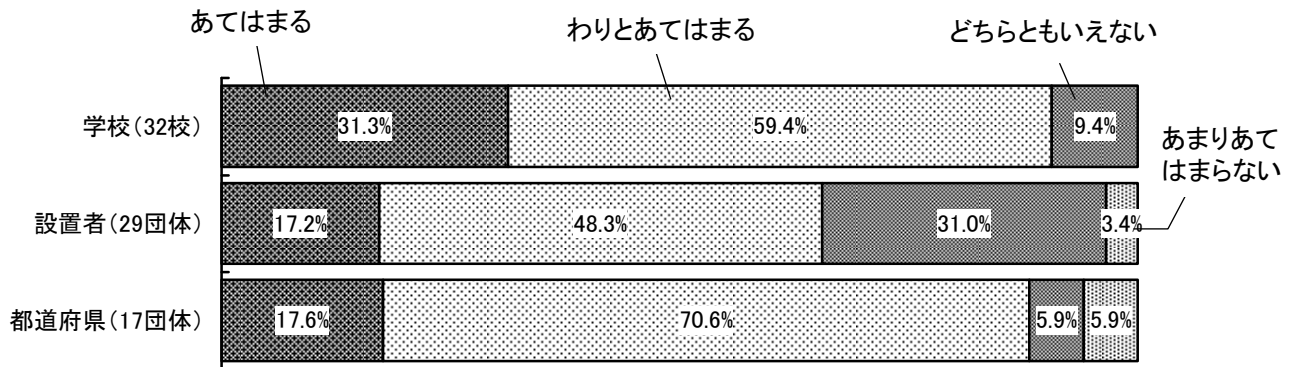
2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

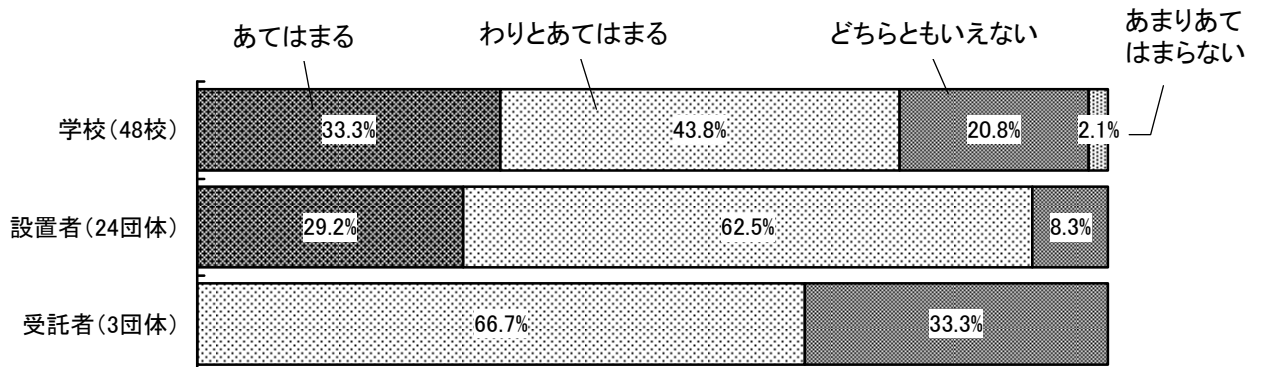
① 評価結果の取りまとめ

報告書には、課題の背景等について専門的視点からの分析が述べられていた

a) 国実施型



b) 地方実施型



II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

① 評価結果の取りまとめ

(アンケート結果の考察および分析)

▶ 報告書の内容が納得できるものであったかどうかについて

国実施型では、100.0%の学校、82.8%の設置者、82.4%の都道府県が納得できるものであった(「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答している。地方実施型では、87.6%の学校、100.0%の設置者、100.0%の受託者が納得できるものであった(「あてはまる」または「わりとあてはまる」と回答している。

▶ 報告書に記述されていた内容について(報告書には、評価の根拠となる客観的事実が明確に述べられていた)(報告書には、課題の背景等について専門的視点からの分析が述べられていた)

評価の根拠となる客観的事実が明確に述べられていたかどうかについて、国実施型の学校では 93.8%が、地方実施型の学校では 81.3%が、「あてはまる」「わりとあてはまる」と回答している。

また、課題の背景等について専門的視点からの分析が述べられていたかどうかについては、国実施型の学校の 90.7%、地方実施型の学校の 77.1%が「あてはまる」「わりとあてはまる」と回答している。

国実施型では、報告書に記述する内容についてのルールがほぼゆきわたっており、地方実施型においても、同様の努力が行われていることがうかがえる。

下の表は、報告書に記述されていた内容と報告書が納得できるものであったかどうかの相関を調べたものである。

表: 報告書の記述内容と報告書が納得できるものであったかどうかの相関係数

	よい点について記述されていた	課題が指摘されていた	評価の根拠が述べられていた	専門的視点からの分析が述べられていた	助言が示されていた
国実施型 学校	0.298	0.664**	0.307	0.283	0.258
地方実施型 学校	0.956**	1.000**	1.000**	1.000**	1.000**

**相関係数は 1%水準で有意(両側)。

地方実施型の結果からは、よい点についての記述、課題の指摘、評価の根拠、専門的視点からの分析、助言の提示のいずれもが、報告書が納得できるものであったかどうかと強い関係を持っていることがわかるが、国実施型の結果からは、特に課題の指摘が報告書が納得できるものであったかどうかに影響していることがわかる。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

① 評価結果の取りまとめ

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 評価結果のとりまとめをリーダーに担わせることは大きな負担。評価活動は評価委員が、報告書作成や連絡調整は設置者(実施者)がおこなうとよい。
- 評価結果は評価目的に対応するものであることが前提であり、取りまとめもその点を重視すべき。
- 取りまとめの方向性については、評価チーム内での合意形成が必要である。
- 評価結果は、学校改善に役立つように、学校運営における課題や改善点の新たな気づきを深める内容とし、具体性のある提言を含んで示されるべきである。

(その他の少数意見)

- 評価対象校の成熟度に合わせた評価と結果のフィードバックを行う必要があるという意見があった。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 事務局が調査に同行し、報告書を取りまとめるのは、設置者の人的な負担が大きい。
- 報告書の取りまとめにあたっては、学校の教育に対する意欲を高めることができるような表現等の工夫が重要である。

4) 調査結果から得られる示唆

報告書には学校のよい点や課題、根拠となる客観的事実や専門的視点からの分析、助言に関する記述があるものと概ね認識されており、これらの事項についての記述があるかないかが報告書に対する納得の程度に影響を与えている。なかでも特に重要なのは課題の指摘である。今後も、評価の根拠や専門的視点からの分析を記述することで、報告書に対する納得の程度や信頼性をより一層高める必要がある。さらに、講評を記述する際には、学校が自らの課題と改善案を理解することができるような配慮も重要である。

報告書の取りまとめは、リーダーもしくは事務局がおこなうことが考えられる。前者の場合はリーダーに

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

① 評価結果の取りまとめ

係る負担が大きくなる点、後者の場合は事務局への人員配置が必要となる点に留意が必要である。

また、とりまとめにあたっては、報告書の方向性について、評価終了時に評価者の協議の時間を設けるなどすることにより、あらかじめ評価チーム内での合意形成を図っておく必要がある(「2. 第三者評価の在り方 (2) 評価の実施について ② 実施時期・日程」および「④ 評価手法」を参照)。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

② 評価結果の取扱い

② 評価結果の取扱い

1) アンケート

評価結果をどのように活用するかについて

a) 国実施型

活用内容	回答数*
	学校 (37校)
報告書の分析	18
運営委員会に報告書の内容、分析結果を報告	16
運営委員会で改善策を検討	13
職員会議で報告書の内容、分析結果を報告	② 25
学校協議会(学校評議員)に報告書の内容、分析結果を報告	20
各分掌で改善策を検討	③ 23
職員会議で改善策を報告・検討	20
学校協議会(学校評議員)に改善策を報告	12
改善策のうちすぐに実施できるものを実行	16
保護者・地域住民に報告書の内容、分析結果を報告	10
保護者・地域住民に改善策を報告	5
教育委員会に改善策を相談	7
教育委員会に改善策を報告	11
教育委員会に支援(財政的・人的・物的)を依頼	7
次年度の学校運営方針への改善策の反映	① 26

* 回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は、回答者数の順位

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

② 評価結果の取扱い

b) 地方実施型

活用内容	回答数*
	学校 (71校)
報告書の分析	③ 46
運営委員会に報告書の内容、分析結果を報告	32
運営委員会で改善策を検討	23
職員会議で報告書の内容、分析結果を報告	② 49
学校協議会(学校評議員)に報告書の内容、分析結果を報告	35
各分掌で改善策を検討	42
職員会議で改善策を報告・検討	40
学校協議会(学校評議員)に改善策を報告	27
改善策のうちすぐに実施できるものを実行	44
保護者・地域住民に報告書の内容、分析結果を報告	17
保護者・地域住民に改善策を報告	18
教育委員会に改善策を相談	13
教育委員会に改善策を報告	25
教育委員会に支援(財政的・人的・物的)を依頼	18
次年度の学校運営方針への改善策の反映	① 51

* 回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は、回答者数の順位

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

② 評価結果の取扱い

公表することの利点(複数回答)

a) 国実施型

	回答数*	
	学校 (32校)	設置者 (29団体)
A. 学校運営についての理解が得られる。	① 24	③ 10
B. 学校の課題を共有できる。	② 22	② 19
C. 学校のよいところを知ってもらえる。	③ 19	① 20
D. 学校の教育活動に協力してもらえる。	12	8
E. その他	0	0

*回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は回答数の順位

b) 地方実施型

	回答数*		
	学校 (62校)	設置者 (30団体)	受託者 (7団体)
A. 学校運営についての理解が得られる。	③ 35	③ 15	③ 5
B. 学校の課題を共有できる。	② 42	② 18	3
C. 学校のよいところを知ってもらえる。	① 43	① 20	① 6
D. 学校の教育活動に協力してもらえる。	27	9	① 6
E. その他	2	0	0

*回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は回答数の順

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

② 評価結果の取扱い

公表することのリスク(複数回答)

a) 国実施型

	回答数*	
	学校 (32校)	設置者 (29団体)
A. 学校に対する批判がおこる。	② 7	① 16
B. 学校運営が混乱する。	2	6
C. 教職員のやる気が低下する。	3	③ 7
D. 学校のよいところを見てもらえなくなる。	③ 4	③ 7
E. 保護者が不安になる。	① 8	② 13
F. 児童生徒が不安になる。	2	5
G. その他	0	0

*回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は回答数の順

b) 地方実施型

	回答数*		
	学校 (62校)	設置者 (30団体)	受託者 (7団体)
A. 学校に対する批判がおこる。	② 22	② 12	② 3
B. 学校運営が混乱する。	③ 11	4	1
C. 教職員のやる気が低下する。	10	4	③ 2
D. 学校のよいところを見てもらえなくなる。	8	3	1
E. 保護者が不安になる。	① 28	① 15	① 4
F. 児童生徒が不安になる。	5	③ 5	1
G. その他	7	4	③ 2

*回収された調査票のうち、当該選択肢を選択した回答者数/○数字は回答数の順

Ⅱ. 調査結果

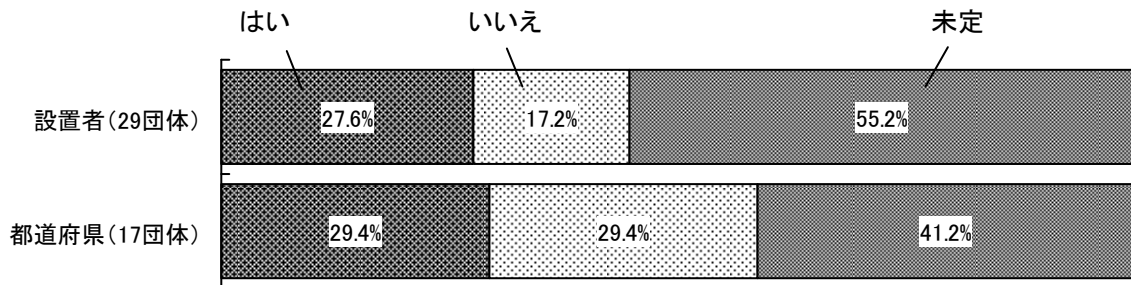
2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

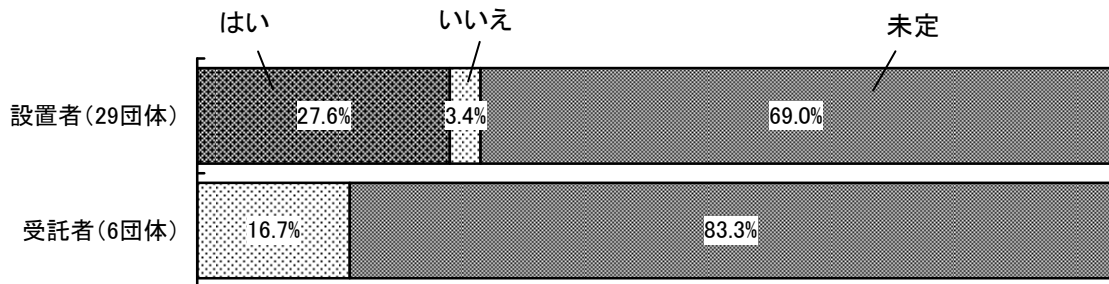
② 評価結果の取扱い

学校の第三者評価試行事業の結果を受けて、具体的な対応を検討する予定があるか

a) 国実施型



b) 地方実施型



(アンケート結果の考察および分析)

▶結果をどのように活用するかについて

国実施型の学校では、「次年度の学校運営方針への改善策の反映」が最も多く、次いで「職員会議で報告書の内容、分析結果を報告」が多かった。地方実施型の学校では、「次年度の学校運営方針への改善策の反映」が最も多く、次いで「職員会議で報告書の内容、分析結果を報告」が多かった。

「教育委員会に改善策を相談」「教育委員会に支援(財政的・人的・物的)を依頼」等の教育委員会との連携による改善への取り組みをあげた学校は少なかった。

▶結果の公表について(公表することの利点)(公表することのリスク)

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

② 評価結果の取扱い

結果を公表することの利点としては、国実施型の学校では、「学校運営についての理解が得られる」が最も多くあげられており、地方実施型の学校では「学校のよいところを知ってもらえる」が最も多い。

一方、結果を公表することのリスクについては、国実施型の学校では、「保護者が不安になる」、地方実施型の学校では「保護者が不安になる」が最も多くあげられている。

▶ 第三者評価の結果を受けて設置者がどのような対応をするかについて

「具体的な対応を検討する予定である」と回答した設置者は、国実施型で 27.6%、地方実施型で 27.6%であった。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

② 評価結果の取扱い

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 評価者と、評価対象校間で(必要に応じて設置者も含む)、評価結果について合意形成を図ることが必要である。
- 評価結果を改善に活用するためには、評価結果に改善のための具体策の記述を含めるとともに、それにもとづく改善を進める場合の予算的な支援が必要となる。

(その他の少数意見)

- 事後訪問の実施については、評価者ではなく事務局が行う、大きな課題を抱える学校に限定するなど、実現可能性を考慮することが重要であるという意見があった。
- 評価結果を改善につなげるうえで、指導主事の役割が大きいという指摘があった。
- 公表には慎重な意見や、公表対象は学校の関係者に限定したほうがよいという意見があった。
- 評価対象校が、評価を受けた後、実際にどのように改善し、効果をあげたのかを、数年後に検証する必要はないのかを指摘する意見もあった。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 評価結果の公表は必要なことである。

(その他の少数意見)

- 公表は、対象に応じて分かりやすい表現にするなどの工夫が必要であるという意見もあった。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

② 評価結果の取扱い

4) 調査結果から得られる示唆

報告書を学校に提出する際には、評価者と学校などが評価結果について合意形成を図る機会をもつことが望ましい。この場合、時間的な条件や負担など、実情に応じた実現可能性を考慮して行われる必要がある。

報告書の活用について、学校は、職員会議や校務分掌等で内容を分析し、改善策の検討と改善への取り組みにつなげている。

評価結果の公表については、教育活動その他の学校運営に対する保護者や地域住民の理解を得ることができるという利点がある一方で、学校に対する不信・不安につながるというリスクが認識されている。

公表する場合には、保護者や地域住民にわかりやすい表現で公表するなどの工夫が必要といえる。

アンケートの結果からは、評価結果が設置者と連携した改善への取り組みに必ずしも結びついていないことがうかがえる。評価結果を学校の改善につなげるためには、評価結果と設置者による支援を関連付ける必要がある。

なお、第三者評価の効果を高めるためには、評価対象校が、評価を受けた後、実際にどのように改善し、効果をあげたのかを、検証することも必要である。

Ⅱ. 調査結果
 2. 第三者評価の在り方について
 (5) 国、都道府県の役割

(5) 国、都道府県の役割

1) アンケート

国や都道府県教育委員会による設置者、学校に対する関与・支援として期待すること

評価項目・評価基準の提示(フォーマットの作成)
ガイドラインの策定、事例集・ガイドブックの作成(方向性の示唆、モデルの提示)
実施のノウハウについての情報提供、指導
第三者評価に関する相談窓口の設置
日程調整への関与
評価者の確保・養成
評価者の選定(推薦・決定)の支援
評価者バンクの一元的管理
実施のための予算措置(財政的支援)
第三者評価の趣旨の周知・啓発
評価の動向についての情報提供

(アンケート結果の考察および分析)

国や都道府県による関与・支援はどのようにあるべきかについて、設置者では、「評価者の確保・養成」「評価者の選定(推薦・決定)の支援」や「実施のための予算措置」が多く見られた。

一方、評価者では、「ガイドラインの策定、事例集・ガイドブックの作成(方向性の示唆、モデルの提示)」「評価者の確保・養成」「第三者評価実施のための予算措置」が多くあげられている。

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 国は第三者評価の意義の周知、評価者に関する情報提供・研修、予算確保、効果の検証を行うことが求められる
- 都道府県は設置者に対する支援、特に評価者の確保を担うことが求められる。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(5) 国、都道府県の役割

(その他の少数意見)

- コスト面については、課題が残る。

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 国は、評価方法や研修のシステム化など、基本的な制度設計を行うことが求められる。
- 国や都道府県は、人材バンク等評価者の選定を容易にするシステムの整備と支援を行うことが求められる。
- 国は、評価者の水準および力量の確保が求められる。

(その他の少数意見)

- 国には、法的な整備をはじめ、財政的、人的支援が望まれる。法的・財政的裏付けがなければ、第三者評価を実施することは困難である。

4) 調査結果から得られる示唆

国もしくは都道府県には、第三者評価の目的や方向性の明示、評価者の確保・養成、実施者が評価者を選定するにあたっての情報の整備、実施にかかる予算措置などが求められている。

なお、評価者の確保・養成に関しては、国による一元的な管理が合理的であるという意見もあった。

II. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

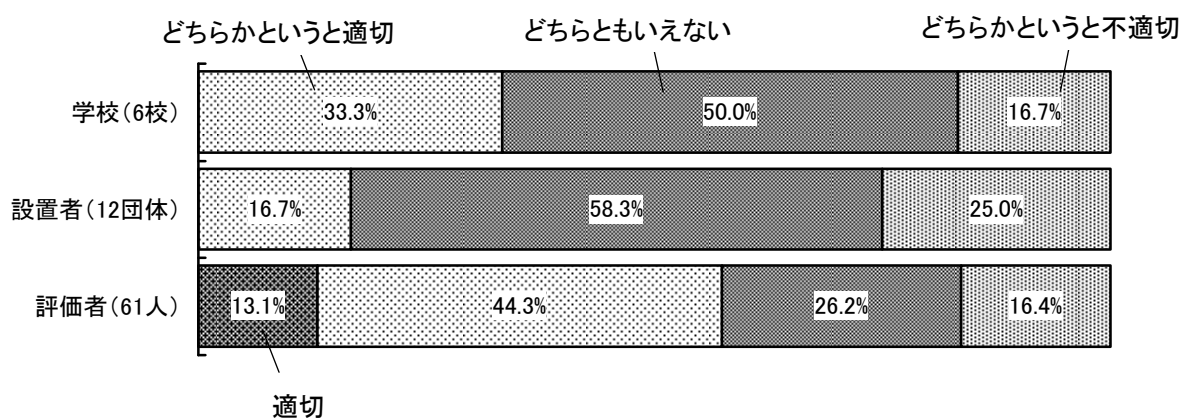
(6) 学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮

(6) 学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮

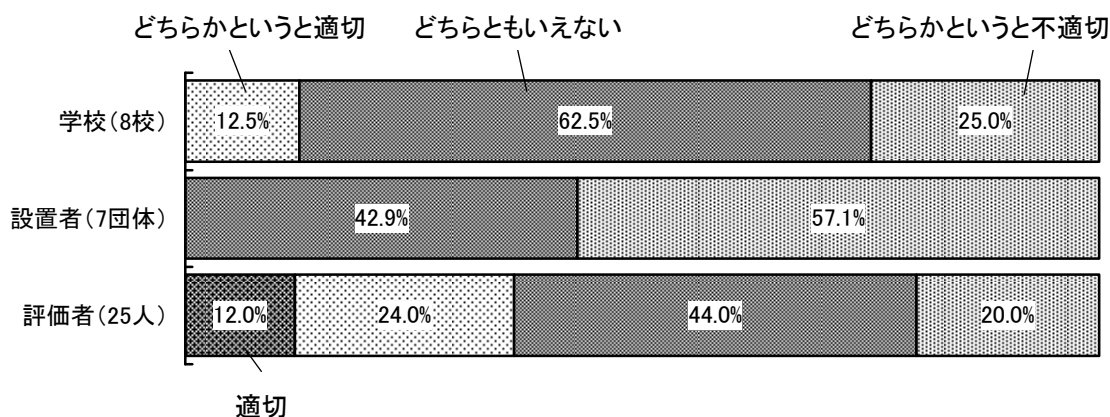
1) アンケート

高等学校、中等教育学校、特別支援学校において小中学校と同様の評価項目で評価を行うことについて

a) 国実施型



b) 地方実施型



Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(6) 学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮

(アンケート結果の考察および分析)

「適切である」(「適切」または「どちらかという適切」)と回答した学校は、国実施型で 33.3%、地方実施型で 12.5%であった。「不適切である」(「不適切」または「どちらかという不適切」)と回答した学校は、国実施型で 16.7%、地方実施型で 25.0%であった。一方、評価者の回答を見てみると、国実施型では 57.4%の評価者が「適切である」(「適切」または「どちらかという適切」)、16.4%の評価者が「不適切である」(「不適切」または「どちらかという不適切」)と回答しており、地方実施型では、36.0%の評価者が「適切である」(「適切」または「どちらかという適切」)、20.0%が「不適切である」(「不適切」または「どちらかという不適切」)と回答している。評価者は、学校と比較して「適切である」と考える割合が高く、学校との認識に違いがあることがわかる。

自由記述では、学校、評価者ともに、高等学校は学校の特色が多様であること、特別支援学校は学校に求められる専門性が異なることなどの理由により、共通項目に加えて、学校種による特色・課題について評価することができる項目を設定すべきであると指摘している。

項目の例として、高等学校では、専門性、進路指導体制、大学進学・就職状況が、特別支援学校では、個別支援計画、自立活動や領域・教科を合わせた指導など独自の教育課程、地域におけるセンター機能などがあげられている。

2) 地方実施型実地検証結果中間報告書

地方実施型実地検証結果中間報告書からは、以下の点を指摘することができる。

- 校種の特色を配慮して、評価基準、評価項目を設定すべきである。
- 校種によって評価者に求められる専門性が異なることを踏まえ、学校種に応じた評価者の資質を判断する基準を明確にするとともに、例えば工業高校の進路指導の状況を評価するために、地元企業の人事担当者を評価チームに加えるなど、評価者の柔軟な選定を可能にする仕組みづくりが求められる。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(6) 学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮

3) インタビュー

インタビュー結果からは、以下の点を指摘することができる。

- 高等学校は、小中学校と共通する部分もあるが、運営体制、経営に関する校長の意識など異なる部分もあるため、小中学校と同じガイドラインで評価することは困難である。

(その他の少数意見)

- 高等学校は、生徒の確保、特色の創出など会社経営に類似した点があるため、会社経営のコンサルテーションに近い評価や支援の視点が必要という意見もあった。

4) 調査結果から得られる示唆

学校種によって教育目標、学校組織のあり方や運営形態が異なるため、評価の実施にあたっては、それに応じて評価項目を追加・削除する必要があると考えられている。

特別支援学校は教育の目的や教員に求められる専門性が他の学校とは異なる。そのため、特別支援学校の教育目標の達成状況を評価する基準を別途設定し、教職員の専門性を評価できるような評価項目を検討する必要がある。

高等学校は、各学校がもつ特色の多様性が評価に反映されるような項目の設定が必要である。

また、評価者に関しても、学校の特色や専門性に対する知識や理解を有する者を選定すべきである。

Ⅱ. 調査結果

2. 第三者評価の在り方について

(6) 学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮

Ⅲ. 第三者評価の課題

1. 第三者評価ガイドラインに盛り込むべき事項

(1) ガイドライン全体について

現在、国において策定を検討している第三者評価に関するガイドラインは、今後地方において学校や設置者が第三者評価を実施する際の大枠の方針を示すものといえる。学校や設置者は、このガイドラインに従って、地域の実情を加味したうえで、それぞれ第三者評価の実施方法を決定し、実施につなげていくこととなる。したがって、ガイドラインは、明確でわかりやすい枠組みを定めるものとし、その他については、地方が自由に運用できるように策定されることが望ましい。

ガイドライン作成にあたっては、第三者評価の目的を具現化し、実施のための枠組みを示すものとなるよう、以下の点に留意することが求められよう。

まず、第三者評価の実施により学校運営の改善が目指されるのは、児童生徒によりよい教育を提供することを目的とするからである。さらに、これは児童生徒に一定水準の教育機会を保障するという公教育の究極の目的にもつながる。ガイドラインは、その具現化に役立つものでなければならない。

第三者評価の試行および実地検証を通じて、どのようにすれば第三者評価を学校運営の改善に役立てられるかを追求し、システムの改善を図ってきたことは評価できるが、一方で、学校の負担やニーズに配慮しすぎてきたきらいもある。第三者評価を実施するにあたって、学校の事情や背景等を考慮することはもちろん必要不可欠なことではあるが、児童生徒によりよい教育を提供するためのきっかけとするには、学校に一定程度の負担を引き受けてもらわざるを得ないこともあろう。過度に学校の負担に配慮することは、結果として第三者評価の目的からはずれたシステムを導く恐れがある。

よって、第三者評価の実施にあたっては、その趣旨を全うし、かつ、学校の負担を少しでも軽減するような工夫（ICT:Information and Communication Technology の活用、学校運営に関する情報・資料を日常的・組織的に収集・整理するしくみの開発など）を検討する配慮が重要となることを、ガイドラインで示す必要がある。

また、「第三者である専門家」が評価を行うことが学校改善にとってどのように有用であるのか、第三者であることの意味、専門家であることの意味等を再検討する必要がある。そのうえで、評価者として必要な資質はどのようなものであり、そのためにはいかなる属性の評価者が望ましいのかを示す必要がある。評価者の不足が懸念されるため、数を確保するための安易な妥協が起こらないよう、目的に沿って評価者選定の指針が設定されるべきである。

Ⅲ. 第三者評価の課題

つぎに、学校や設置者が第三者評価を進める際には、財源確保の問題、人的資源の問題(評価者、事務局)等の課題があり、学校や設置者の実情に応じたさまざまな実施方法が採られることになることが予測される。よって、ガイドラインでは、その場合の参考となるよう、第三者評価の実施方法として標準的な考え方を示す必要があると考えられる。その上で、教育現場が第三者評価を実施するプロセスにおいて特に考慮すべき留意点等を付記することで、地域の実情に沿った第三者評価の実施に際し参考に資するものとなるよう配慮された内容であることが望まれる。

(2) 学校と設置者との連携協力について

アンケートの結果からわかったことのひとつに、学校と設置者の連携・協力体制の弱さがある。

評価結果の活用に関する質問の回答では、「教育委員会に改善策を相談する」、「教育委員会に支援を依頼する」を選択した学校は全体でそれぞれ 18.5%、23.1%であり、「教育委員会に改善策を報告する」も 32.3%にすぎなかった。この結果から、学校と設置者の間で情報の共有や、連絡調整が適切に行われていない可能性が考えられる。さらには、今後地方で第三者評価を実施するにあたっても課題となることが予測される。

よって、第三者評価を円滑に実施し最大の効果を得るためには、学校と設置者が評価の目的を共有し、その結果を学校の改善につなげるために連携・協力する必要があることを、ガイドラインで示すことが重要となる。

第三者評価を実施する際には、日程やスケジュールを決定し、事前資料を準備する段階から、設置者と学校は緊密な連絡を取り、調整を行う必要がある。また評価終了後は、報告書に基づく学校の主体的な改善策の策定・実行を支援するため、設置者は評価結果に関する情報を学校と共有し、改善策について助言し、必要な支援につなげることが重要である。

加えて、評価者が改善のための提案や助言を行う場合にも、評価者の提案や助言は一つの選択肢であること、並びに当該の学校とその設置者が連携・協力して、提案や助言を参考に改善策を策定し実施することが重要である点を明確にすることが望ましい。

(3) 訪問日数、訪問スケジュールと評価項目の関係について

調査日程は、学校、評価者の負担を考えると最大で 3 日、評価の質を維持するためには最低 2 日が適切であるといえる。この範囲内で学校の改善にとって実効性のある評価を実施するには、評価項目の精選

Ⅲ. 第三者評価の課題

が不可欠である。

ガイドラインには、上記の点を踏まえ、評価項目を精選する際の考え方の例を盛り込むことが考えられる。

評価項目を設定する際の方向性としては、①学校が自校の実情(教育目標や重点活動、児童生徒の様子)に応じて評価項目を選択する、②実施者が設定する共通項目と学校が選択する項目の両者を合わせた評価項目を設定する、③実施者が学校運営の各領域を過不足なくカバーするような共通の評価項目を設定する、の 3 つが考えられる。評価対象となる学校や地域の状況を考慮して、それぞれの地方がその地域に最も適切な評価項目を設定できることが望ましい。

なお、①②の場合は、選択しなかった項目で重要な課題の見落としがないよう、評価者の判断で評価項目を追加できるような仕組みが必要である。②の場合は、共通項目に学校教育の中心である教育課程に関する項目、特に授業の実施に関する項目を入れることを考慮すべきである。③の場合は、学校や評価者の負担を考慮し、評価項目数が多くなりすぎないように配慮する必要がある。

(4) 評価者間の協議の重要性について

平成 18 年度から 4 年間のアンケートを通じて、学校訪問中に評価者間の協議時間を十分に確保することが、評価活動のしやすさ、報告書の質(適切性、信頼性)にとって非常に重要であることが示されている。

評価を効率的に行うためには、一人の評価者がすべての評価項目を評価するのではなく、専門性や得意分野を考慮して役割を分担することが不可欠である。しかし、一方で、単に役割を分担するだけでは、評価者は担当しなかった部分についての情報を得られず、学校の全体像が見えにくくなってしまいうという欠点が生じる。また、評価者本人だけで判断しなければならない状況では、評価活動中に自分が抱いた印象が正しいものかどうかについて、不安を感じることもあろう。これらの欠点や問題を克服するためにも、評価者間の協議や研修のあり方が重要となる。

訪問 1 日目に評価活動を始める前には、事前に配布された資料から読み取った情報やそこから得た課題についての認識、実際にどのような視点でインタビューや授業観察を行えばよいかを協議し、評価者間で問題意識や評価活動を進める際の視点を共有することが望ましい。

訪問中には、毎朝夕に集合して、評価活動の予定や評価において確認すべき点を共有・修正することが求められる。給食も児童生徒とともにとることが多いため、日中は全員で集合するようなまとまった協議

Ⅲ. 第三者評価の課題

の時間を設けることは難しいが、インタビューや授業観察の間の少しの空き時間も利用して、できるだけこまめに情報交換・意見交換を行うことが望ましい。情報交換・意見交換によって、担当しなかった項目についての情報を得るとともに、自分の印象を補強し、あるいは修正することが可能となるからである。

訪問調査終了時には、報告書に記載する内容や方向性について合意を形成しておくことが必要である。評価者間でそれぞれの印象や評価を再検討し、どのような評価内容とするのか、改善策としてはどのような方向性が考えられるのか、報告書の記述の方針を確認することが、報告書の作成を容易にし、さらに適切性・信頼性を向上させることにつながると考えられる。

さらに、評価者間の協議については、最終協議の際に、A～D などの評定を用いることもありうる。評定の意義と問題点については調査結果で述べた通りであり、報告書に評定を含めるかどうかは、個々の地方の実情や考え方に依じて決めるべきである。しかし、学校に評定を伝えるにせよ伝えないにせよ、報告書の内容を検討する際に評定を用いて、これを報告書を記述する際の基準とすることで、複数の評価者で作成する報告書の内容を一貫したものにすることができる。また、よい点ばかり、課題ばかりに偏ることなく、全体としてバランスの取れた講評の作成につなげることができる。なお、学校の要望があれば、評定を非公式に伝えることも可能であろう。

(5) 評価者が評価活動をしやすい環境の整備について

第三者評価の評価者は、だれもが、それぞれの良心と信念に基づいて、学校の役に立ちたいという意欲を持ち、学校がよりよくなることを心から願っている。身体的な負担、精神的な負担に耐え、評価活動を行い、報告書を作成するのは、それが児童生徒がよい教育を受けることにつながると信じているからである。また、評価者のほとんどは、学校現場をよく知るものであり、学校が如何に多忙の中で児童生徒の教育に努めているかも理解している。決して、学校を批判するため、学校の欠点を探すために学校訪問をしているのではない。

学校のアンケートの中で、評価者の態度がとても温かく好感が持てたという自由記述が複数見られたことは、評価者にとっては何よりうれしいことであろう。しかし、一方で、学校側に評価に必要な資料の出し渋りがあったり、訪問が円滑な学校運営の妨害であったと学校が認識していたかのような記述がアンケートにおいて見られたりしたことも事実である。

評価の質を向上させるためにも、実施者や学校が評価者の立場を尊重し、評価活動を行いやすい環境を整えることが重要であることを、ガイドラインで明記しておくことが期待される。

2. ガイドライン策定後の課題

(1) 国に期待される役割について

学校や設置者が実施主体となって第三者評価を行うとしても、国にはさまざまな役割が期待されている。アンケートでは、国に期待する役割として、ガイドライン策定のほかに、評価者の確保・養成、評価者の選定支援、実施のノウハウについての情報提供、評価項目・評価基準の提示などがあげられていた。これを踏まえて、ここでは、国が担うことが期待される役割として、①実施者への支援、②リーダー・評価者、事務局スタッフの育成、③第三者評価実施のノウハウの蓄積と継承の3点について述べたい。

まず、第三者評価の実施者となる学校や設置者が、第三者評価制度を構築する際には、先進的な取り組み事例やその効果、課題などの情報を参考とすることが効果的である。また、実施にあたっては、実際的な実施のノウハウや管理手法についての助言が必要となると考えられる。従って、第三者評価の普及を促すためには、これまでの調査研究の結果を集約することが可能な国レベルで、こうした情報の提供を通して、地方における実施上の様々な疑問や問題点に対する支援・助言等の取組を推進することが求められる。

次に、評価の質は、チームリーダーと評価者の資質・能力に負うところが大きく、全国的に一定の資質・能力を有するチームリーダーや評価者の数を確保することは第三者評価を実施するうえでの大きな課題の一つといえる。チームリーダーや評価者を育成するには、研修プログラムの開発、研修講師の確保が必要であるが、これを地方独自に行うことは困難である。また、地方ごとに評価の質にばらつきが出る可能性も考えられる。将来的に第三者評価が普及し実施が軌道に乗れば、地方が独自にチームリーダーや評価者の育成を行うことも可能になるであろうが、第三者評価を普及させるためには、数と質の確保の点から、第三者評価の核となるべきこれらのチームリーダーや評価者の養成や資質向上等のあり方について、国において検討していくことが望まれる。

また、チームリーダーや評価者だけでなく、学校との連絡・調整を行い、日程を管理しながら評価チームの評価活動、報告書のとりまとめを支える事務局スタッフの役割も重要である。こうしたスタッフを育成し、スタッフの能力や技術を高いレベルには持っておくことは、第三者評価の円滑な実施および質の向上に不可欠である。したがって、チームリーダーや評価者とともに、事務局スタッフの育成等についても併せて検討する必要がある。

さらに、今後もよりよい評価を目指して第三者評価の手法を改善していくためには、これまでに行われてきた試行、実地検証を含めて、国・各地方で実施された第三者評価の事例から、すぐれた取り組みの情報

Ⅲ. 第三者評価の課題

を収集・蓄積し、全国に広めていくことが必要である。これらの情報を、国が責任をもって一元的に管理し継承するしくみを構築することが、①の実施者への支援との関連においても重要となろう。

(2) 第三者評価の取り組みと効果の検証

平成 18 年度より、試行、実地検証として 4 年間にわたる第三者評価の取り組みが行われてきた。アンケートや一部の学校の追跡調査から第三者評価が学校運営の改善に有用であることが示されているが、第三者評価の効果についての検証が十分になされたとはいえない。

そこで、第三者評価の効果はどのようなものであったのか、どのように改善策の実施へとつながったのか、その結果学校はどう変わったのか等について、国や地方が積極的にこれまでの事例とその後の取り組みを追跡し、第三者評価の有効性を検証する必要がある。

さらに、検証された有効性について広く伝えることにより、第三者評価に対する理解の促進、第三者評価の普及を図ることができると考えられる。

(3) 評価結果や改善事例の共有

報告書は第三者評価を受けたそれぞれの学校に対して書かれたものであるが、その内容には、他の学校での取り組みにも役立つ点が含まれていると考えられる。また、典型的・模範的な記述を抽出しデータベース化することなどにより、評価者にとっても貴重な情報ソースとなることが考えられる。

たとえば、これまでの報告書からどのような課題がよく指摘されているか、それに対してどのような改善策が提案されているかといった情報を抽出すること、さらには報告書の内容を受けて学校や設置者がどのような改善を実施したかを追跡し把握することは、同様の課題を有する他の学校にとっても、第三者評価で改善策を提案する評価者にとっても、有用である。

さらに、自校の課題を探索しその解決を図ろうとする全ての学校にとっても、課題のある学校を支援しようとする設置者にとっても、報告書の内容やその結果取り組まれた改善事例に関する情報は有用であると考えられる。

報告書からこれらの情報を収集・蓄積し、情報を必要とする人が何らかの経路を通じてアクセスできるようにすることが、国や地方の今後の重要な課題のひとつであろう。なお、情報の収集・蓄積の際には学校や児童生徒、地域が特定できないように配慮するとともに、ホームページによる情報共有の仕組みを構築・運営する際には管理の徹底やアクセス制限などにより情報の保護に努める視点も重要である。

(4) 自己評価・学校関係者評価の充実

アンケートでは、第三者評価の目的のひとつとして、自己評価・学校関係者評価の検証があげられていた。自己評価はすでに実施が義務化されており、ほとんどの公立小中学校で実施されている。しかし、実施の実態には地方によるばらつきがあり、自己評価が、実際に学校の教育活動、学校運営の改善に資するものとなっているかどうかを確認する必要があることがその背景にあると考えられる。

自己評価・学校関係者評価と第三者評価の関係については、2つのパターンが考えられる。

まず第1に、すでに自己評価・学校関係者評価のシステムが確立している学校に対しては、第三者評価によりその自己評価・学校関係者評価のシステムが実際に教育活動、学校運営の改善につながっているかを検証することである。アンケートでは、得られる第三者評価の効果としても約4割の学校が、自己評価・学校関係者評価の検証をあげており、第三者評価は自己評価・学校関係者評価の検証に役立つといえる。

第2に、自己評価・学校関係者評価のシステムが確立していない学校に対して、評価を教育目標の設定と自己評価の実施に関連する項目に重点化し、第三者評価を通じて自己評価の改善を図ることである。児童生徒の状況を把握したうえで、教育目標の設定とその達成状況の管理、改善への取組に対する助言を行うことで、自己評価の適切な実施を支援するためのひとつの手段となる。

国や地方、そして学校が第三者評価の実施に得られた知見を自己評価・学校関係者評価の充実につなげることで、教育活動の振り返りや学校運営の改善がすすめられ、児童生徒がよりよい教育を受けることができるようになることが期待される。

以上

Ⅲ. 第三者評価の課題

資 料